# 大田区こども未来計画

(素案)

令和7年3月

大田区

# 目 次

| 第1. | 章 計画の概要                      | 1    |
|-----|------------------------------|------|
| 1   | 計画策定の趣旨                      | 2    |
| 2   | 計画の位置づけ                      | 3    |
| 3   | 計画の期間                        | 4    |
| 4   | 計画の対象                        | 4    |
| 5   | 計画策定の経過                      | 4    |
| 6   | 計画の進行管理                      | 6    |
| 第2  | 章 こども・子育てを取り巻く現状             | 7    |
| 1   | 人口と出生の現状                     | 8    |
| 2   | 子育て家庭の現状                     | 11   |
| 3   | 教育・保育事業の利用                   | .16  |
| 4   | 大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024 の評価 | .17  |
| 第3  | 章 計画の基本的な考え方                 | .19  |
| 1   | 計画の基本理念と基本的な視点               | .20  |
| 2   | 施策の体系                        | .24  |
| 第4  | 章 施策の展開                      | 29   |
| 1   | 計画の成果指標                      | .30  |
| 2   | 計画期間における重点ポイント               | . 31 |
| 3   | 基本目標と達成に向けた施策                | .33  |
| 第5  | 章 子ども・子育て支援事業の推進             | 67   |
| 1   | 子ども・子育て支援事業計画とは              | .68  |
| 2   | 教育・保育提供区域の設定                 | .70  |
| 3   | 子どもの人数(将来推計)                 | . 71 |
| 4   | 教育・保育の量の見込みと確保方策             | .72  |
| 5   | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策     | .79  |

# 第1章 計画の概要

# 1 計画策定の趣旨

令和5年4月、こどもの最善の利益を考え、こどもに関する取組みや政策を社会の真ん中に据えて強力に進めていくため、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、これを推進する司令塔としてこども家庭庁が設置されました。

同年 12 月には、すべてのこども・若者が精神的・身体的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、今後5年間のこども施策の基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策の実現に向けて、今後3年間の集中的な取組みである加速化プランを定めた「こども未来戦略」が閣議決定され、その財源として、令和8年度に少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て家庭を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとなる子ども・子育て支援金制度が創設されます。

東京都においては、令和4年4月に、政策全般をこども目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため子供政策連携室が設置され、令和5年1月に、こどもの声を中心に据えて取組みを体系的にまとめた「こども未来アクション」が策定され、毎年更新されています。

子育て家庭における共働き家庭の割合が約7割となり、男性の育児休業取得率が3割を超えるなど子育でする家庭の状況が変化している一方で、子育でが女性に集中する「ワンオペ」の状況は継続しています。また、1年間の出生数が80万人を切り過去最少となるなどの少子化の進行や、所得格差の拡大、孤独・孤立の深刻化、不登校などの教育機会の確保の問題など、こども・子育で家庭を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

区においても、アンケート調査において、父母ともに子育てを行っている家庭の割合が5年前に 比べ約1割増加していること、また、子育てに孤立感を感じている保護者が2割台いることなどが 確認でき、こうした変化に伴う課題への対応が必要となっています。

このようなこども・子育て政策の大転換期において、大田区では、令和6年3月に新たな大田区 基本構想を策定し、「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を将来像とし、それを実 現するためのまちの姿(基本目標)の第一に「未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健や かに育つまち」を掲げました。

この基本構想のもと、国や東京都の動き、社会状況の変化に対応し、また、大田区のこども・子育 て家庭を取り巻く課題を解決していくため、こども・子育 て政策に関する個別計画である「大田区 子ども・子育て支援計画 2020-2024」を更に発展させ、未来にはばたく大田区のこどもたちの ため「大田区こども未来計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

#### 【本計画における「こども」「子ども」「子供」の表記について】

本計画においては、「こども基本法」の平仮名標記による「こども」を原則として用います。なお、法令に根拠がある場合や固有名詞の場合などは「子ども」や「子供」の表記を用いる場合があります。

# 2 計画の位置づけ

# (1)法的位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」と「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含します。また、大田区の少子化対策、おおた子どもの生活応援プラン、大田区子ども・若者計画と整合を図ることで、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」に位置づけます。

なお、策定にあたっては、区民、こどもの保護者、学識経験者、こども・子育てに関する事業者及び関係機関、区議会議員で構成する子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「大田区子ども・子育て会議」での意見等を踏まえて策定しました。

# (2)関連計画との連携

- ●本計画は、こどもの「育ち」と子育て家庭を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域・社会が一体となってこども・子育てを支えるための「区の取組み」を整理したものです。
- ●本計画は、上位計画である大田区基本構想や大田区基本計画との整合を図ります。
- ●本計画は、こども・子育てに関連する各分野の計画等との整合・連携を図ります。
- ●新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に本計画を推進します。

#### 【計画の位置づけ】

大田区基本構想

大田区基本計画·実施計画

整合



# 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの 5 年間とします。また、区を取り巻く社会経済状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

#### 【計画期間】

| 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和 10年度<br>(2028年度) | 令和 11年度<br>(2029年度) |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------|
|                   |                   |                   |                   |                     |                     |
| 策定                |                   |                   |                   |                     |                     |
|                   |                   |                   |                   |                     |                     |

# 4 計画の対象

本計画は、原則として 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるこどもとその家庭を対象とします。

# 5 計画策定の経過

# (1)「大田区子ども・子育て会議」の開催

区におけるこども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、 区民、学識経験者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「大田区子ども・ 子育て会議」を開催しており、本計画は、「大田区子ども・子育て会議」での意見等を踏まえて策定 しました。

# (2)保護者ニーズ調査及び小中高生アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的な指針に基づき、就学前及び小学校児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」(以下、「保護者ニーズ調査」という)を実施し、区内に居住する子育て家庭の生活実態やニーズ等の把握を行いました。

これに加えて、区独自の取組みとして、区内在住の小中高生を対象とした「子ども・子育て支援 事業計画に関するアンケート調査」(以下、「小中高生アンケート調査」という)を実施し、小中高生 の日常生活や地域活動の状況、将来についての意向、要望等の把握を行いました。

| 対象者           | 配布数    |      | 回収数   |        |       | 調査期間               |
|---------------|--------|------|-------|--------|-------|--------------------|
| <b>刈多</b> 日   | 日してリング | 郵送   | web   | 合計     | 回収率   | <u> </u>           |
| 就学前児童の<br>保護者 | 2,500件 | 566件 | 601件  | 1,167件 | 46.7% |                    |
| 小学校児童の<br>保護者 | 2,500件 | 560件 | 490件  | 1,050件 | 42.0% | 令和5年12月<br>20日から令和 |
| 小学生           | 1,250件 | 242件 | 124 件 | 366件   | 29.3% | 6年1月15日            |
| 中学生           | 1,250件 | 216件 | 134 件 | 350件   | 28.0% |                    |
| 高校生世代         | 1,250件 | 94 件 | 123件  | 217件   | 17.4% |                    |

この結果については、「大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査報告書(令和6年5月)」にまとめています。

# (3)こどもの意見聴取

小中高生アンケート調査では把握しきれない、こども本人からの自由な意見を聴取し、区のこども・子育て政策に反映するため、児童館、放課後ひろば及び中高生ひろばにおいて、①相談先、②将来の夢や希望、③近くにあったら良いなと思うもの、④知りたい情報とアクセス方法の4つのテーマについて、グループワーク及びヒアリングを行いました。

- ●意見聴取した施設 児童館・4館、放課後ひろば・1館、中高生ひろば・2館
- ●意見聴取したこども 小学生から高校生世代までのこども グループワーク・162 名、ヒアリング・13 名

# 【主な意見】

- ① 相談先
  - ・対面で相談したい・遊び場と一緒だと良い・知っている人、行ったことがある場所が良い
  - ・相談員と遊んでから相談できると良い ・相談員の人となりを知りたい
  - ・進路や将来について相談したい ・こどものなぜ?なに?に答えてほしい
  - ・プログラミングのわからないとことについて聞きたい
- ② 将来の夢や希望
  - ・将来の夢はあるがどうしたらなれるかわからない
  - ・将来の夢はあるが具体的な仕事内容がイメージできない
  - ・なりたい職業についてもっと知りたい ・種類が多く体験時間の長い職業体験がしたい
  - ・プロが働く姿を間近で見て、一緒に体験し、アドバイスがもらえる機会がほしい
- ③ 近くにあったら良いなと思うもの
  - ・ボールを使える公園、踊れる公園 ・画材や PC、調理器具等がそろっている場所
  - ・色々なスポーツの道具を借りて体験できる施設
  - ・暑さや寒さをしのげる遊び場や居場所
  - ・寝っ転がれる場所 ・お菓子がいつでも食べられる場所
- ④ 知りたい情報とアクセス方法
  - ・自分や家族のスマホや学校のタブレットで検索している

# 6 計画の進行管理

本計画の目標を達成するため、計画事業の進行管理や部局間の連携・調整を行う体制を整備します。

その上で、計画事業を着実に推進し実効性のあるものとするため、各年度の実績や評価を「大田区子ども・子育て会議」に諮り、区民に公表します。

ただし、本計画以外の区の個別計画で進行管理を行う施策については、施策の体系に位置づけますが、本計画における進行管理は行わず、各個別計画で進行管理を行うこととします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合等は、必要 に応じて計画の見直しを行います。 第2章 こども・子育てを取り巻く現状

# 人口と出生の現状

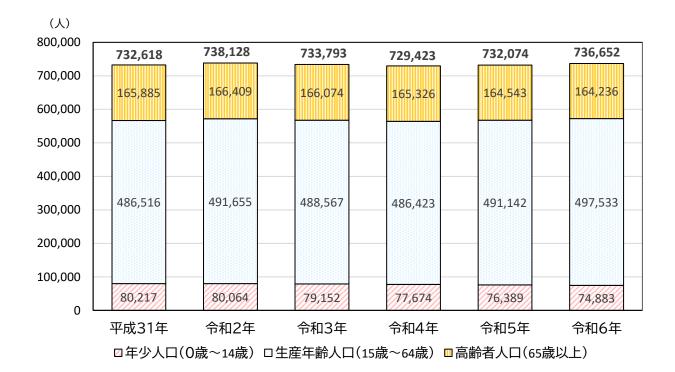
# (1)人口

1

大田区の人口は、平成 31 年以降増減を繰り返しており、令和 6 年 4 月 1 日現在の人口は 736,652 人となっています。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口は増減を繰り返しながら増加傾向にありますが、高齢者 人口及び年少人口は減少傾向にあります。

# ■人口の推移

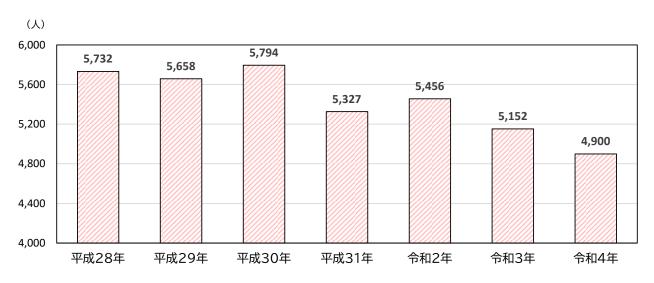


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

# (2)出生人口

大田区の出生人口は、平成 28 年から令和2年にかけて増減を繰り返し、令和3年からは減少しています。

### ■出生人口の推移

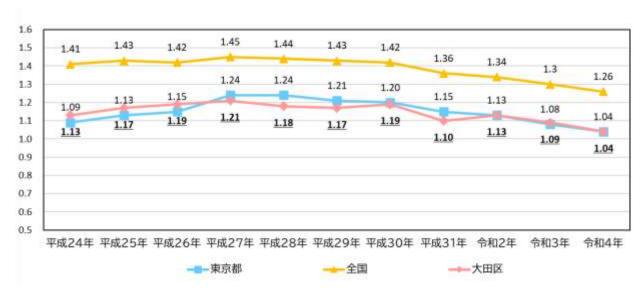


資料:人口動態統計

# (3)合計特殊出生率

大田区の合計特殊出生率は、全国の水準を下回って推移しています。平成 27 年までは上昇傾向にありましたが、平成 28 年以降は横ばいから下降傾向で推移しています。また、平成 27 年から平成 31 年までは東京都の平均を下回っていましたが、令和 2 年度以降は同率程度で推移しています。

#### ■合計特殊出生率の推移



資料:人口動態統計

# (4)就学前人口

大田区の就学前人口(0~5歳)は、減少傾向となっています。

# ■就学前人口の年齢別推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

# 2 子育て家庭の現状

# (1)母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、産休等を含むフルタイムでの就労が約6割となっており、前回調査の4割半ばから大きく増加しています。パート・アルバイト等も増加傾向にある一方で、未就労が前回調査の約4割から約2割に減少しています。

小学生児童の母親の就労状況は、フルタイムでの就労が4割半ばとなっており、前回調査の3割 半ばから増加しています。パート・アルバイト等や未就労が前回調査より減少しています。

#### ■母親の就労状況

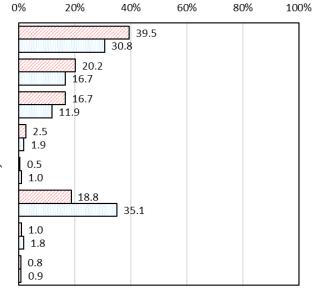
# <就学前児童>

フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではないフルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中であるパート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではないパート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である産休・育休をとっても保育園の入園が出来ない為に、やめなくてはならなかった

以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無回答



□今回【令和5年度】(n=1,167) □前回【平成30年度】(n=1,234)

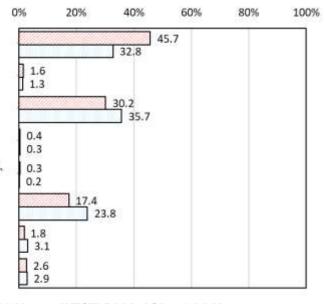
#### <小学校児童>

フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で 就労しており、産休・育休・介護休業中ではない フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で 就労しているが、産休・育休・介護休業中である パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で 就労しており、産休・育休・介護休業中ではない パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で 就労しており、産休・育休・介護休業中ではない パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で 就労しているが、産休・育休・介護休業中である 産休・育休をとっても保育園の入園が出来ない為に、 やめなくてはならなかった

以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無同答



ロ今回【令和5年度】(n=1,050)

□前回【平成30年度】(n=1,398)

# (2)パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望

就学前児童の母親、小学校児童の母親ともに、パート・アルバイト等の就労を続けることを希望 する人が最も多くなっていますが、就学前児童の母親は前回調査より減少しており、フルタイムへ の転換希望が増加しています。

#### ■母親のフルタイム転換希望

#### <就学前児童>

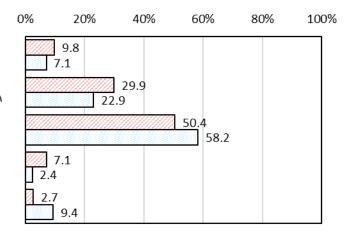
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある

フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) への転換希望はあるが、実現できる見込みはない

パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労 を続けることを希望

パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

無回答



□今回【令和5年度】(n=224)

□前回【平成30年度】(n=170)

#### <小学校児童>

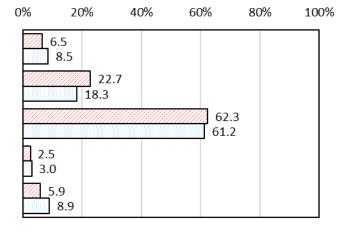
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある

フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) への転換希望はあるが、実現できる見込みはない

パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労 を続けることを希望

パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

無回答



□今回【令和5年度】(n=321)

□前回【平成30年度】(n=503)

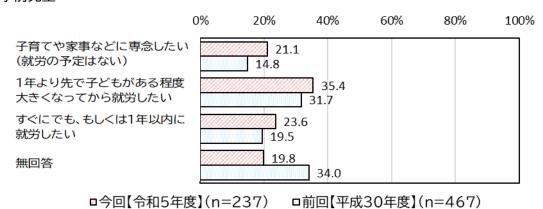
# (3)未就労の母親の就労希望

就学前児童の母親は調査時から「1年より先で子どもがある程度大きくなってから就労したい」 (35.4%)が最も多く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(23.6%)、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(21.1%)と続いており、いずれも前回調査時から増加傾向にあります。

小学校児童の母親は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(27.8%)が最も多く、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(26.3%)、「1年より先で子どもがある程度大きくなってから就労したい」(23.4%)と続いており、いずれも前回調査時から増加傾向にあります。

# ■未就労の母親の就労希望

# <就学前児童>



<小学校児童>

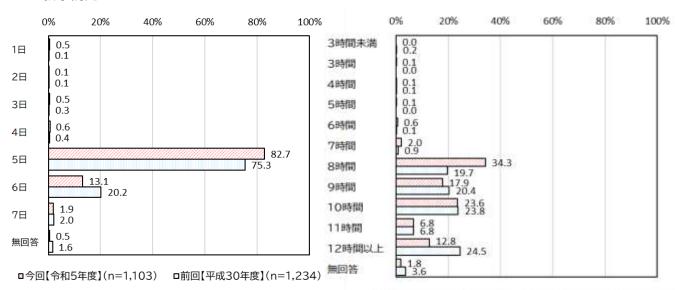
#### 0% 20% 40% 60% 80% 100% 子育てや家事などに専念したい 26.3 23.2 (就労の予定はない) 1年より先で子どもがある程度 23.4 大きくなってから就労したい 22.7 すぐにでも、もしくは1年以内に 27.8 就労したい 22.4 22.4 無回答 31.7 □今回【令和5年度】(n=205) □前回【平成30年度】(n=379)

# (4)父親の就労日数・時間

就学前児童の父親、小学校児童の父親ともに、就労日数は「5日」が約8割となり、就労時間は「8時間以上」が9割半ばを占めています。

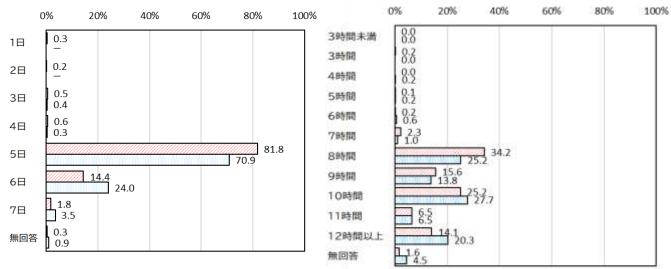
#### ■父親の就労日数・時間

# <就学前児童>



□今回【令和5年度】(n=1,103) □前回【平成30年度】(n=1,154)

#### <小学校児童>



□今回【令和5年度】(n=944) □前回【平成30年度】(n=1,208)

□今回【令和5年度】(n=944) □前回【平成30年度】(n=1,208)

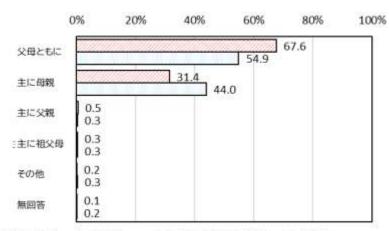
# (5)父親の育児参加

子育てを主に行う人は、就学前児童保護者では「父母ともに」が前回調査の5割半ばから約7割、 小学校児童保護者では5割半ばから約6割に増加しています。

また、父親の育児休業の取得は前回調査時の 3.8%から 18.7%へ増加しており、父親の育児 参加が進んでいることが伺えます。

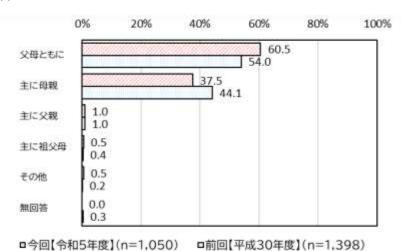
#### ■子育てを主に行っている人

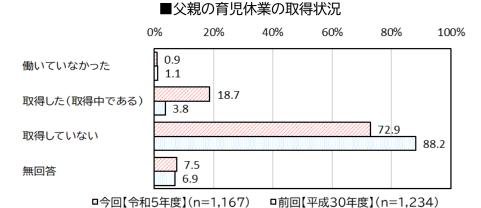
#### <就学前児童保護者>



□今回【令和5年度】(n=1,167) □前回【平成30年度】(n=1,234)

#### <小学校児童保護者>



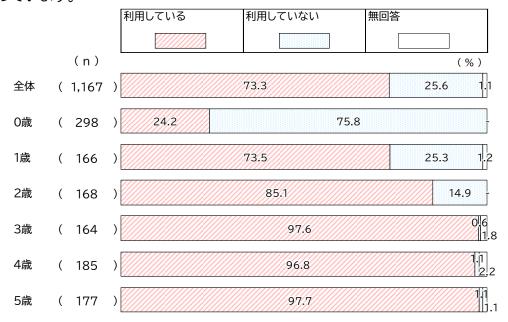


15

# 3 教育・保育事業の利用

# (1)平日利用している教育・保育事業

就学前児童の家庭で、平日の定期的な教育・保育事業を利用している人は、7割を超えています。年齢が上がるにつれて利用している割合が多くなる傾向があり、3歳以上では100%近い利用となっています。



# (2)平日利用したい教育・保育事業

0~2歳では「認可保育園」の希望が高く、3~5歳では「認可保育園」および「幼稚園」の希望が高い傾向にあります。

(単位:%)

|     | 有効回答者数 | 幼稚園  | 幼稚園の預かり保育 | 認可保育園 | 認定こども園 | 小規模保育所 | 家庭福祉員(保育ママ) | 事業所内保育施設 | 認証保育所 | 企業主導型保育施設 | 定期利用保育事業 | (ベビーホテルなど) | 居宅訪問型保育 | センター・サポート・ | その他 | 無回答  |
|-----|--------|------|-----------|-------|--------|--------|-------------|----------|-------|-----------|----------|------------|---------|------------|-----|------|
| 0 歳 | 298    | 8.1  | 2.7       | 36.6  | 9.4    | 6.4    | 1.3         | 1.7      | 5.4   | 2.7       | 3.4      | 0.7        | 2.0     | 3.7        | 2.7 | 52.0 |
| 1 歳 | 464    | 8.2  | 4.1       | 53.9  | 14.0   | 8.6    | 1.5         | 1.9      | 9.7   | 3.9       | 2.8      | 0.6        | 1.3     | 2.8        | 3.4 | 35.1 |
| 2 点 | 632    | 15.7 | 9.2       | 61.7  | 15.3   | 8.9    | 1.3         | 2.2      | 10.8  | 4.0       | 2.4      | 0.6        | 1.4     | 3.6        | 2.1 | 25.8 |
| 3 点 | 796    | 39.3 | 18.2      | 60.9  | 14.8   | 4.0    | 0.6         | 1.8      | 8.7   | 2.4       | 1.1      | 0.8        | 1.3     | 3.1        | 1.0 | 19.2 |
| 4 歳 | 981    | 43.7 | 21.5      | 58.1  | 14.3   | 2.5    | 0.8         | 1.4      | 8.1   | 2.3       | 0.9      | 0.7        | 1.0     | 3.1        | 0.9 | 18.9 |
| 5 歳 | 1,167  | 51.6 | 27.5      | 64.1  | 14.5   | 3.2    | 0.7         | 1.4      | 8.6   | 2.1       | 1.4      | 0.9        | 1.2     | 3.6        | 1.0 | 7.1  |

資料:大田区子ども・子育て支援事業計画改定に向けたアンケート調査報告書(令和6年5月)

# 4 大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024 の評価

大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024 における成果指標について、令和5年度での達成状況は以下のとおりです。

計画の成果指標は目標値達成には至りませんでしたが、個別目標の成果指標については、目標値を大きく上回る値を含め、一部の指標を除き80%以上の達成度となっています。

| 達成度(目標値に対する進捗状況) | **** | 80~99%<br>60~79% |
|------------------|------|------------------|
|                  | **** | 40~59%           |
|                  | **** | 20~39%           |

# ■計画の成果指標

| 指標              | 目標値<br>(2024 年度) | 実績値   | 達成度 |
|-----------------|------------------|-------|-----|
| 子育て環境や支援に対する満足度 | 60.0%            | 51.8% | *** |

# ■個別目標の成果指標

# 基本目標1 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

| 指標                              | 目標値<br>(2024 年度) | 実績値      | 達成度  |
|---------------------------------|------------------|----------|------|
| 1-1 子育て相談件数                     | 80,000件          | 104,557件 | **** |
| 1-2 大田区きずなメールの配信新規登録者数<br>(単年度) | 3,400 人(2022 年度) | 3,503人   | **** |
| 1-3 子育てひろば利用者数                  | 272,000人         | 470,230人 | **** |
| 1-4 養育支援訪問事業の訪問数                | 40 世帯            | 37 世帯    | **** |
| 1-5 一時預かり保育の延べ利用児童数             | 11,610人          | 11,729人  | **** |
| 1-6 子育て力向上支援事業の参加者数             | 180人             | 133人     | ***  |

# 基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します

| 指標                         | 目標値(2024 年度) | 実績値      | 達成度  |
|----------------------------|--------------|----------|------|
| 2-1 保育サービス定員数              | 18,846人      | 18, 109人 | **** |
| 2-1 学童保育受け入れ人数             | 5, 957人      | 5,815人   | **** |
| 2-2 男性の家庭参画に関する意識啓発事業の実施回数 | 年7回以上        | 6回       | **** |

# 基本目標3 親と子どもの健康の確保及び増進を図ります

| 指標                      | 目標値<br>(2024 年度) | 実績値   | 達成度  |
|-------------------------|------------------|-------|------|
| 3-1 すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率    | 100%             | 96.0% | **** |
| 3-2 20歳未満の自殺死亡率(人口10万対) | 2.0%以下           | 6.9   | *    |
| 3-3 食を大切に思う中学生の割合       | 増加               | I     | 1    |
| 3-4 かかりつけ医がいる区民の割合      | 65.0%            |       | -    |

※「-」:令和6年度調査予定のため、実績値なし。

# 基本目標4 子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します

| 指標                                       | 目標値<br>(2024 年度) | 実績値        | 達成度  |
|--|------------------|------------|------|
| 4-1 「自分にはよいところがある」と答えた<br>児童の割合(小学校第6年生) | 84.0%            | 83.3%      | ***  |
| 4-2 児童館、放課後ひろばの年間延利用<br>人数               | 2,240,000人       | 2,107,345人 | **** |

# 基本目標5 子育てにやさしいまちをつくります

| 指標                 | 目標値<br>(2024 年度) | 実績値     | 達成度  |
|--------------------|------------------|---------|------|
| 5-1 区民安全・安心メール登録者数 | 100,000人         | 99,647人 | **** |

第3章 計画の基本的な考え方

# 計画の基本理念と基本的な視点

# (1)基本理念

1

こどもに関する様々な取組みを講ずるにあたっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

そして、こども施策は、以下の6つの基本理念をもとに行われるとしています。

- ① すべてのこどもについて、個人として尊重され、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ すべてのこどもについて、その年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の 利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること また、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」においても、同様の趣旨の理 念が定められています。

大田区として、「こども基本法」に定める、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、こども・子育て政策を推進するにあたり、まずは権利の主体であるこどもの視点で考えること、そして、その視点に基づき、こどもへの支援、子育ての基本である家庭、保護者への支援、そして、こどもや子育て家庭を支える地域・社会づくりを軸として、次の基本理念のもと施策を展開していきます。

すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて

健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします

### (2)基本的な視点

「こどもまんなか社会」の実現に向けたわが国のこども政策の転換と軌を一にしながら、区のこ ども・子育て家庭を取り巻く課題を解決するため、本計画において特に重視する以下の事項を計 画の基本的な視点とします。

#### ①こどもの最善の利益の確保

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの権利を守り、こどもの意見を尊重した施策を通じて、こどもの健やかな育ちを支援していく。

### ②誰一人取り残さない支援と切れ目のない支援

すべてのこども・子育て家庭の誰一人も取り残さず、必要とする支援を切れ目なく実施していく。

### ③孤立させない支援と地域・社会全体での支援

人とのつながりを大切にし、地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくりを進めていく。

#### 「こどもの意見の尊重]

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、その基本理念として、こどもの意見表明の機会及び 社会的活動への参画の機会の確保、こどもの意見の尊重及び最善の利益の優先考慮が掲げられ、 こどもへの直接の支援だけでなく、それ以外のこどもに関係する施策においても、こどもの意見 を聴取し、こどもの最善の利益を優先して考慮することが求められています。また、意見を表明し たこどもに対して、その意見がどのように反映されたかをフィードバックすることにより、自己有 用感や社会参画への意識の向上につなげていくことも重要となります。

本計画の策定にあたって、こどもの意見聴取を5ページのとおり実施しました。こどもたちから 多くの率直な意見を聞くことができ、そして、聴取を行う際のポイントを学ぶことができました。

今後、聴取した意見を施策に反映し、フィードバックしていくとともに、今回学んだ聴取のポイントを関係部門と共有していくことにより、区全体でこどもの意見聴取に取り組んでいきます。

- ●意見聴取を行う際のポイント
- ① こどもが普段過ごしている場所で 聴取すること
- ② こどもと日頃からいっしょにいる大 人が聴取に参加すること
- ③ 聴取者は、事前にこどもといっしょ に遊ぶなど顔見知りになったうえで 聴取すること



# (3)施策の体系

本計画では、基本理念及び基本的な視点を踏まえて、「こどもへの支援」、「子育て家庭への支援」、「地域・社会づくり」の3つの施策の区分のもと、6 つの基本目標と 13 の個別目標を設定して今後の方向性を示し、具体的な施策を個別目標の下に位置づけることで区の役割を明確にしました。

個別施策のうち、受は、「子ども・子育て支援法」に定める、「教育・保育の確保」及び「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられる事業です。

## 【基本目標】

- 1 こどもの権利を守ります
- 2 こどもの豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます
- 3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います
- 4 子育てと仕事の両立を支援します
- 5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります
- 6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます

# 2

# 施策の体系

| 基本理念  | 区分      | 基本目標                                  | 個別目標                            |
|---|---------|---------------------------------------|---------------------------------|
|   |         | 1 こどもの権利を守ります                         | 1-1 こどもの権利の擁護                   |
| す<br>ベ  | こどもへの支援 | 2 こどもの豊かな人間性<br>をはぐくみ、未来を創る<br>力を育てます | 2-1 幼児期・学齢期の教育の充実               |
| その育ちを地域全体で支えるまちにしますすべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、 | の支援     |                                       | 2-2 こどもの健やかな成長への支援              |
| 5を地域全体で   |         |                                       | 2-3 こどもの子育ち支援と居場所・遊び場の<br>整備    |
| その育ちを地域全体で支えるまちにしますどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛                   |         | -<br>3 安心して子育てでき<br>る生活と育児の支援を        | - 3-1 子育て家庭に対する相談体制の充実          |
| しますべ々の愛情に包  | 子育て家庭   |                                       | 3-2 子育ての情報提供の充実とDXによる<br>利便性の向上 |
| まれて健やかに   | への支援    |                                       | - 3-3 子育て家庭の地域・社会との交流の促進        |
| に育ち、  |         |                                       | - 3-4 子育て家庭への多様な生活支援            |

# 個別施策

|   | ①(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの                     | ⑧養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」                                  | ⑮つばさ教室での支援                                     |
|---|--|--|--|
|   | 整備   | ⑨児童虐待防止に向けた啓発の推進                                   | ⑥スクールソーシャルワーカーによる支援                            |
|   | ②母子(女性)緊急一時保護事業                            | ⑩児童虐待防止ネットワーク                                      | ⑦障がい児等の早期支援(相談・療育等)                            |
|   | ③ヤングケアラー支援事業                               | ⑪いじめの未然防止、早期発見・早期対                                 | (再掲)   |
|   | ④要支援家庭を対象としたショートステイ事業                      | 床  | ®児童の発達相談・サービス等利用相談                             |
|   | ⑤虐待防止支援訪問                                  | . =  | (再掲)   |
|   |  | ②学級集団調査  | (1.55.5)                                       |
|   | ⑥見守りサポート事業                                 | ③学びの多様化学校  | ⑨養育費に関する公正証書等の作成促進                             |
|   | ⑦ 子養育支援訪問事業(子育て世帯訪問支援                      | ⑭スクールカウンセラーによる支援                                   | 補助事業   |
|   | 事業他含む)                                     |  |  |
|   | ①区独自教科「おおたの未来づくり」                          | ⑩補習教室  | ⑩保幼小の交流及び連携事業                                  |
|   | ②職場体験                                      | ⑪放課後こども教室における自主学習                                  | ②私立幼稚園特別支援教育事業                                 |
|   | ③タブレット端末を活用した授業等による情報                      | 支援   | ②特別支援学級等の整備                                    |
|   | 活用能力の育成                                    | ②子どもの学習支援  | ②特別支援教育実施体制の整備                                 |
|   |  |  |  |
|   | ④おおたグローバルコミュニケーション(OGC)                    | ③夏休み学習教室   | ②学齢期の発達障がい児支援(専門相談・                            |
|   | ⑤人権課題にかかわる学習                               | ⑭こども学習支援教室   | 療育)  |
|   | ⑥道徳授業地区公開講座                                | ⑤楽しい運動習慣の確立  | <b>❷日本語指導</b>                                  |
|   | ⑦大田区学習効果測定                                 | 6保育者向け研修の実施  | 偽こども日本語教室                                      |
|   | ⑧学習カウンセリング                                 | ⑪幼児期における運動遊び指導の充実                                  | ⑩学校施設の改築                                       |
|   | ⑨習熟度別少人数指導                                 | 18親子運動遊び講座   |  |
|   | ①子ども家庭支援センター等における相談                        | ⑦各種健康教育  | ⑫児童館における食育指導                                   |
|   | ②児童館・中高生ひろばにおける相談                          | ②白星庭成为月 ⑧性感染症予防講演会⑥食育推進検討                          | ③かかりつけ医の推進                                     |
|   | ③若者サポートセンター フラットおおた                        | ○ に窓未証 7 の語演云 ○ 民自在進快的<br>会・食育フェア                  |  |
|   |  |  |  |
|   | ④自殺総合対策の推進                                 | ⑨在宅栄養士(会)との連携による食育                                 | ⑤平日準夜小児初期救急診療                                  |
|   | ⑤精神保健に関する医師・保健師による相談                       | パネルシアター等   | ⑩歯科休日応急診療                                      |
|   | ⑥東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会へ                       | ⑩保育園における食育指導                                       | ⑪産科医療機関の設備整備費助成事業                              |
|   | の支援  | ⑪食育推進チームによる指導                                      | ⑱地域医療機関との協議会等の開催                               |
|   | ①青少年健全育成(青少年対策地区委員会)                       | ⑧ 字 学童保育(放課後児童健全育成事                                | ③保育園・児童館の児童と高齢者との交                             |
|   | ②大田区子どもガーデンパーティー                           | 業)の延長保育、夏休み利用、一時利用                                 | 流  |
|   | ③子ども向け人材育成事業(工場見学とものづ                      | ⑨学童保育での特別な配慮を要する児                                  | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           |
|   | くり体験)                                      | 童の受け入れ(再掲)   | 活動の推進  |
|   | ④長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事                       | ⑩児童館の学童保育・一般利用(自由来                                 | (5リーダー講習会(小学生・中高生)                             |
|   |  |  |  |
|   | 業<br>இ = 1/14                              | 館)   | ⑥リーダー講習会(成人)                                   |
|   | ⑤こども食堂推進事業                                 | ①中高生ひろば  | ⑦地域に根ざした公園・緑地の整備                               |
|   | ⑥学校施設開放事業                                  | ⑫若者サポートセンター フラットおお                                 | 18特色ある身近な公園整備                                  |
|   | ⑦ 分放課後の児童の居場所づくり(放課後ひろ                     | た(再掲)  | ⑩とうきょうすくわくプログラム推進事業                            |
|   | ば)   |  | ∞多様な他者との関わりの機会創出事業                             |
|   | ①子保育サービスアドバイザーによる相談                        | ⑥就学相談  | ⑪障がい児等の早期支援(相談・療育等)                            |
|   | ② 子育てひろばにおける子育て相談                          | ⑦教育相談  | ⑫児童の発達相談・サービス等利用相談                             |
|   | ③保育所の子育て相談(地域子育て相談機関)                      | <b>⑧幼児教育相談</b>                                     | ③家庭相談・女性相談                                     |
|   | ④私立幼稚園における子育て相談                            | <ul><li>③分元教育作品</li><li>③子ども家庭支援センター等におけ</li></ul> | 優ひとり親家庭の相談                                     |
|   | ⑤児童館の子育て相談                                 | る相談  | りをかれる庭の作談<br>り離婚と養育費に関わる総合相談                   |
|   | ②元里路77丁月(11300                             |  |  |
| L |  | ⑩外国人相談窓口の運営  | ⑥子ども生活応援臨時窓口の運営                                |
|   | ①子育てハンドブックの発行                              | ④大田区子育て応援メールの配信                                    | ⑦児童館子育て講座の開催                                   |
|   | ② 子保育サービスアドバイザーによる相談(再                     | ⑤外国人向け多言語情報紙の発行                                    | ⑧児童虐待防止に向けた啓発の推進                               |
|   | 掲)   | ⑥多言語通訳タブレットや電話通訳サ                                  | ⑨発達障がいの理解啓発の推進                                 |
|   | ③マイ保育園登録                                   | ービス等の提供  |  |
|   | ①ファミリー・アテンダント事業                            | ⑥保育所の園庭開放  | ⑪子育て応援コーナー運営委員会による                             |
|   | ②子育てひろば                                    | ⑦体験保育(育児応援事業)                                      | 子育で講座の開催                                       |
|   | ③ファミリー・サポート・センター事業                         | ②体験体育(自允/心及事業)<br>⑧ほほえみごはん事業                       | ②子育てサロン「キッズな」の開催                               |
|   | ③ファミリー・リバート・ピンター <del>事業</del><br>④家庭教育学習会 |  |  |
|   |  | ⑨地域の育児支援 ⑩却スズンボストの間は                               | ③子ども交流センターの運営支援                                |
| - | ⑤初めてのお子さんを対象とした子育て教室                       | ⑩親子で遊ぼうイベントの開催                                     |  |
|   | ①児童扶養手当                                    | ⑥母子生活支援施設の運営                                       | ⑪障害児通所支援事業                                     |
|   | ②特別児童扶養手当                                  | ⑦ひとり親世帯住宅確保支援                                      | ②重症心身障がい児在宅レスパイト事業                             |
|   | ③児童育成手当                                    | ⑧ひとり親世帯転居一時金助成                                     | ③子一時預かり保育                                      |
|   | ④母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給                       | ⑨ひとり親家庭等ホームヘルプサービ                                  | (4) 第3 が アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
|   |  |  |  |
|   |  | ス  | ステイ・トワイライトステイ・休円デイサービ                          |
|   | 付金事業 ⑤母子及び父子福祉資金貸付                         | ス<br>⑩重症心身障がい児(者)短期入所                              | ステイ・トワイライトステイ・休日デイサービ<br>ス事業重症心身障がい児(者)短期入所    |

| 基本理念  |  | 区分        | 基本目標                          | 個別目標                           |
|---|--|-----------|-------------------------------|--------------------------------|
| 健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにしますすべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて |  | 子育て家庭への支援 | 4 子育てと仕事の両立を支援します             | 4-1 保育サービス等の充実                 |
|   |  |           |                               | 4-2 子育てと仕事の両立の推進               |
|   |  |           | 5 妊娠・出産・子育でにおける健康の確保及び増進を図ります | 5-1 妊娠・出産・子育てにおける健康支援          |
|   |  | 地域・社会づくり  | 地<br>域<br>台 こども・子育で家庭を支え      |                                |
| まれて   |  |           | る地域・社会 づくりを進<br>めます           | 6-2 地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり |

# 個別施策

| ①保育サービス基盤の確保  | ⑩子病児・病後児保育                                       | ⑦第三者評価の実施  |
|---|--|--|
| ②保育所等への助成<br>③ (子定期利用保育事業)                                | ①区立保育園における医療的ケア児の<br>受け入れ                        | ®とうきょうすくわくプログラム推進事業<br>(再掲)                          |
| ④ 子認証保育所の運営補助   | ②保育所等における障がい児等の受け                                | ⑨子学童保育事業(放課後児童健全育成                                   |
| ⑤ ②家庭福祉員(保育ママ)  | 入れ   | 事業)  |
| ⑥ 中間外保育   | ③区立保育園の改築・改修                                     | ②子学童保育(放課後児童健全育成事                                    |
| ⑦<br>⑦<br>分<br>私立幼稚園預かり保育事業<br>⑧<br>休日保育                  | <ul><li>④保育士確保対策の実施</li><li>⑤保育士等研修の実施</li></ul> | 業)の延長保育、夏休み利用、一時利用<br>②学童保育での特別な配慮を要する児童             |
| ⑨年末保育   | ⑥区立保育園の拠点機能強化                                    | の受け入れ  |
| ①女性のための相談   | ④男女平等に関する情報誌「パステル」                               | ⑥商業団体他産業団体への働きかけ                                     |
| ②ワーク・ライフ・バランスの啓発  | の発行  |  |
| ③男女共同参画に関する講座やセミナー等の<br>開催                                | ⑤女性のエンパワーメントセミナー                                 |  |
| 刑唯  |  |  |
| ①母子健康手帳の交付  | ②予防接種  | ②療育給付  |
| ②   | ⑬乳幼児経過観察健康診査                                     | ②養育医療給付  |
| ③妊婦歯科健康診査   | <b>⑭乳幼児保健指導</b>                                  | ②育成医療費給付   |
| ④妊娠高血圧症候群等療養援護<br>⑤子すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問                   | ⑮出産準備教室<br>⑯育児学級等                                | <ul><li>◎児童医療費助成事業</li><li>②ひとり親家庭等医療費助成事業</li></ul> |
| 指導)   | ⑩自允子叔寺<br>⑪地域(出張型)健康教育                           | ②かかりつけ医の推進   |
| ⑥妊婦面接   | ⑱みんなでよい歯のまちづくり                                   | ②休日診療·休日準夜診療·土曜準夜診                                   |
| ⑦母産後ケア  | ⑲乳幼児発達健康診査                                       | 療  |
| <ul><li>⑧産後家事・育児援助事業</li><li>⑨乳幼児健康診査(4か月児~5歳児)</li></ul> | ②新生児聴覚検査公費負担<br>②子育てグループワーク(子育て支援事業)             | ③平日準夜小児初期救急診療<br>③ 歯科休日応急診療                          |
| <ul><li>③乳幼児健康診量(4か月児~5歳児)</li><li>⑩乳幼児歯科相談</li></ul>     | ②都の重症心身障がい児支援(訪問事                                | ②産科医療機関の設備整備費助成事業                                    |
| ⑪幼児歯科健康検査・う蝕予防  | 業等)との連携  | ③地域医療機関との協議会等の開催                                     |
| ①防災対応マニュアル・防災の手引き等  | ⑧青色回転灯装備車パトロール                                   | ⑤交通安全巡回指導  |
| ②災害物品の備蓄  |  | ⑥交通安全移動教室の開催<br>② 京る中央 京本 東京 の 閉 (2)                 |
| ③妊産婦避難所の設置<br>④保育園における福祉避難所の整備                            | ⑩防災教育<br>⑪防犯教育                                   | <ul><li>⑦交通安全自転車教室の開催</li><li>⑧少年の非行防止啓発活動</li></ul> |
| ⑤子育て世帯へのバリアフリー情報の提供                                       | ②小学生への防犯ブザーの配布                                   | ⑩万引きしにくい環境づくり  |
| ⑥区民安全・安心メールサービスの運用  | ⑬子育て家庭(世代)への交通安全教育                               | ②)有害図書等対策の推進   |
| ⑦こどもSOSの家による見守り活動の推進                                      | ⑭「交通安全だより」の発行                                    |  |
| ①地域とつくる支援の輪プロジェクト<br>②子子育てカ向上支援事業                         | ⑤子育てすくすくネット事業<br>⑥民生委員・児童委員との連携                  | ⑧医療的ケア児・者支援関係機関会議の<br>運営                             |
| ②サナド くカドエス接事業<br>③地域の特色を生かしたコミュニティ・スクール                   |  | <sup>運呂</sup><br>⑨大田区心身障害児(者)地域活動支援セ                 |
| の推進   | 等  | ンター運営支援  |
| ④子育て関係機関による連絡会  |  |  |
|   |  |  |

# 第4章 施策の展開

# 1 計画の成果指標

基本理念及び基本的な視点を踏まえ、本計画の成果指標を「こどもへの支援」「子育て家庭への支援」「地域・社会づくり」の3つの施策の区分ごとに、次のとおり定めます。

# 成果指標

# 【こどもへの支援】

| 指標        | 現状値   | 目標値 |
|-----------|---|-----|
| 毎日の生活が楽しい | [小 学 生] 92.3%<br>[中 学 生] 90.0%<br>[高校生世代] 95.0% | 95% |

# 【子育て家庭への支援】

| 指標      | 現状値              | 目標値 |
|---------|------------------|-----|
| フカマがはしい | [就学前児童保護者] 91.7% | 95% |
| 子育てが楽しい | [小学校児童保護者] 88.7% | 95% |

# 【地域・社会づくり】

| <br>5ポイント |
|-----------|
|           |

# 2 計画期間における重点ポイント

我が国のこども・子育て政策の大転換期と重なる本計画期間(令和7年度から令和 11 年度まで)において、区のこども・子育て家庭を取り巻く課題を解決していくため、新たに重点ポイントを「こどもへの支援」「子育て家庭への支援」「地域・社会づくり」の3つの施策の区分ごとに定め、関連施策を強化していきます。また、その成果を確認するため、次のとおり成果指標を設定します。

## [こどもへの支援]

#### こどもと家庭の相談支援の充実

こどもの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するため、令和8年度中に(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターを開設します。当センターの下で、都立児童相談所機能と区立子ども家庭支援センター機能が連携し「新たな児童相談支援」に関する仕組みを構築し、それぞれの強みを融合することで児童虐待への対応を強化していきます。強化においては都区双方の強みを活かし、区は虐待の未然予防・重篤化予防・再発予防に注力していきます。

成果指標 (こども) 悩みや不安を相談できる場所を知っている。

#### ② 子育ち支援の推進

こどもの育ちにおいて大切な、こどもが持っている自ら成長する力を伸ばしていくため、こどもが自分らしく過ごせる場であるとともに、人とのつながりや様々な体験、主体的な活動ができる居場所や遊び場を整備します。このほか、悩みや課題を抱えるこどもに気づき、伴走していく支援体制の整備など、権利の主体であるこどもの意見を踏まえ、未来を創り出すこどもを支える子育ち支援を推進していきます。

成果指標 (こども)将来の夢や目標がある。

#### [子育て家庭への支援]

#### ③ 共働き・共育て家庭への支援の強化

今回の区民意向調査で大きく増加していることが確認された共働き・共育て家庭への支援を強化するため、子育てしながら働くための支援やレスパイト支援などの他、父親の育児支援を強化していきます。

成果指標(保護者)こどもと向き合う時間が十分取れている。

#### ④ ひとり親家庭への支援の強化

子育てや家事と仕事を一手に担わざるを得ないひとり親家庭については、いわゆる「時間の貧困」が大きな課題となります。親とこどもが向き合える時間が限られる、孤立化する、こどもが様々な経験をする機会が少なくなるなど「時間の貧困」による影響に対応するため、子育てと仕事を両立する支援に加え、こどもとの時間を確保する支援や家庭の状況に応じた伴走支援などに取り組んでいきます。

# 成果指標 (保護者)子育てについて頼れる人がいる。

# ⑤ 子育て家庭の視点に立った情報発信

子育て支援においては、施策の充実とともに、施策の情報を子育て家庭に簡便にかつ分かりやすく届けていくことが重要となります。それぞれの子育て家庭のニーズに応えるため、こどもの年齢別や目的別の情報提供など、利用者が分かりやすくアクセスしやすい情報発信を行っていくとともに、すべての子育て家庭に必要な支援を提供するため、情報に接することが困難な家庭に対しては、対面する機会の創出や各種データの活用など様々な手法によるアウトリーチを展開していきます。

成果指標 (保護者)必要な子育て情報が届いている。

# [地域・社会づくり]

⑥ 区にある資源を活かした地域づくり

こども・子育て家庭において、大きな課題となっている地域のつながりの希薄化や孤独・孤立の問題に対応するため、これまで地域に密着し活動してきた児童館等を活かし、地域のこども・子育て支援団体・個人等によるネットワークの構築に取り組んでいきます。

成果指標

(こども・保護者) 地域で行われている活動の内容や活動している場所などの情報を知っている。

#### ⑦「こどもまんなかアクション」の推進

地域・社会全体でこども・子育て家庭を応援する機運を醸成するため、こども家庭庁の社会全体の意識改革を後押しする取組みである「こどもまんなかアクション」と連動し、区ホームページやSNS、イベントなどによる普及啓発、公民連携を行う企業・団体やこども・子育て支援団体・個人などと連携した活動などを実施していきます。

成果指標(こども・保護者)外出中に周りの人に優しくされることが増えたと感じる。

# 3 基本目標と達成に向けた施策

# 基本目標1 こどもの権利を守ります

# ■個別目標1-1 こどもの権利の擁護

#### ■現状と課題

すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、その基本理念の第一にこどもの権利を守ることが掲げられています。児童虐待やいじめなど、こどもの権利が侵害される課題に対してまわりの大人がしっかり守っていく体制を構築していく必要があります。

# 今後の方向性

令和8年度中に(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターを開設し、東京都や区の教育部門、福祉部門などとの連携をさらに進め、こどもの権利を守る体制を強化します。

また、こどもの養育の第一義的責任を有する保護者に寄り添い、悩みや不安を共有し、 伴走支援するとともに、里親啓発などの社会的養護の取組みを東京都と連携して進める ことで、こどもの権利を守っていきます。

### ●個別施策

#### ① (仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備

| 子ども家庭総合支援センター開設準備室 |

日ごろの子育て相談から深刻な虐待への対応まで、こどものあらゆる課題に対応するため、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」を整備します。

# ② 母子(女性)緊急一時保護事業

生活福祉課

家庭内のトラブルで、緊急に保護が必要な時、一時的な生活の場を提供します。

#### ③ ヤングケアラー支援事業

子育て支援課・子ども家庭支援センター

ヤングケアラーと思われるこどもに早期に気付いて適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化を一層促進するとともに、令和5年度に実施したヤングケアラー実態調査の結果も踏まえ、ヤングケアラーの支援について検討を進め、強化を図ります。

#### 4 要支援家庭を対象としたショートステイ事業

子ども家庭支援センター

児童を養育することが一時的に困難となった要支援家庭を対象としたショートステイサービスを実施します。

### ⑤ 虐待防止支援訪問

子ども家庭支援センター

養育困難家庭、養育不安の強い家庭等、こどもの健全な成長が懸念される家庭を 訪問し支援します。

# ⑥ 見守りサポート事業

子ども家庭支援センター

虐待により、一時保護や施設入所した児童が家庭に戻った時や軽度の虐待と認定されたとき、その家庭に対し、児童相談所の要請により、見守りサポート支援を行います。

⑦ 養育支援訪問事業(子育で世帯訪問支援事業他含む) ④ 子ども家庭支援センター 養育を支援することが特に必要な家庭に対し、養育に関する相談、助言指導等の支援を行い、児童虐待を未然に防止します。

# ⑧ 養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」

子ども家庭支援センター

すこやか赤ちゃん訪問事業と連携し、養育に不安を抱える乳児家庭に対して地域の 支援員等が訪問し支援します。

# ⑨ 児童虐待防止に向けた啓発の推進(再掲)

子ども家庭支援センター

大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を 改訂するとともに、要保護児童対策地域協議会関係機関等への配布により啓発活動 を推進します。

### ⑩ 児童虐待防止ネットワーク

子ども家庭支援センター

要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議・個別ケース会議)を開催し 児童虐待防止ネットワークの推進を図ります。

# ⑪ いじめの未然防止、早期発見・早期対応

指導課

大田区いじめ防止対策推進条例に基づく対策を総合的かつ効果的に推進します。

# 12 学級集団調査

指導課

児童・生徒用タブレット端末を活用した学級への満足度に関するアンケートを実施 します。

教員が学級の実態を把握し、これまでの指導に調査結果を加味することで、問題解決に向けた学級づくりや授業の工夫につなげます。

# ③ 学びの多様化学校

指導課

不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様化学校において、新たな学びと成長の場を提供します。

#### (4) つばさ教室での支援

教育センター

不登校状態の児童・生徒に対して安心して過ごせる場所を提供し、学習やソーシャルスキルの習得を支援する環境を整えます。

#### (5) スクールカウンセラーによる支援

教育センター

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして区立小中学校・館山さざなみ学校に配置し、児童・生徒・保護者・教職員などからの相談に対応します。

児童・生徒の学校不適応の早期発見・早期解決や児童・生徒の心の安定のため、学校内の教育相談体制を整えます。

# ⑩ スクールソーシャルワーカーによる支援

教育センター

経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題がある児童・生徒や保護者に対して、社会福祉の専門的な知識を生かし、関係機関等と連携して問題の解決を支援します。

# ⑰ 障がい児等の早期支援(相談・療育等)(再掲)

障がい者総合サポートセンター(わかばの家)

こども発達センターわかばの家において、発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。

# ⑱ 児童の発達相談・サービス等利用相談(再掲)

障がい者総合サポートセンター(わかばの家)

心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児や子育てについての心配や 悩み等の発達相談を実施します。また、18 歳未満の児童を対象に、通所サービス等 を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相 談を実施します。

#### ⑨ 養育費に関する公正証書等の作成促進補助事業

福祉管理課

養育費の取決めにかかる公正証書作成費用等に対して補助金を支給します。公正証書等の作成を促進し、養育費の確実な受給を図り、こどもの健やかな成長を支えます。大田区在住の 18 歳未満のこどもを養育している養育者のうち、要件を満たす方を対象とした事業です。

# 基本目標 2 こどもの豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます

# ■個別目標 2-1 幼児期・学齢期の教育の充実

#### ・現状と課題

令和6年4月に区教育委員会が策定した「おおた教育ビジョン」(第4期大田区教育振興基本計画)では、理念として、「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます」を掲げています。教育基本法が掲げる「人格の完成」をめざすとともに、将来の予測が困難な時代においても、一人ひとりが他者とのつながりの中で、笑顔があふれ、幸せや豊かさといったあたたかさを実感できる社会の形成者として成長していくことが大切です。

# ●今後の方向性

生きていく上で基礎となる「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性をはぐくむとともに、こどもたちが社会の様々な課題を自分事として捉え、主体的に考え、他者と協働し、 課題を解決していく意欲や資質・能力を育成します。

# ●個別施策

# ① 区独自教科「おおたの未来づくり」

指導課

小学校第5・6学年を対象に大田区独自の教科「おおたの未来づくり」を実施します。 新たな価値を創造する「ものづくり」や、地域社会の課題を解決する「地域の創生」にチャレンジすることを通して、国際社会・地域社会の一員として、社会に主体的に働きかけ、貢献できる人材として必要な「創造的な資質・能力」を育成します。

#### ② 職場体験

指導課

中学校第2学年生徒を対象に3日間以上の職場体験を実施し、職業や進路の選択などに必要な勤労観や職業観をはぐくみます。

# ③ タブレット端末を活用した授業等による情報活用能力の育成

指導課

学校の授業や家庭学習で日常的にタブレット端末を活用することにより、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成します。

また、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、課題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力など、未来社会で様々な社会課題を解決するために必要不可欠な資質・能力を育成します。

#### ④ おおたグローバルコミュニケーション(OGC)

指導課

英語によるコミュニケーション能力を高めるとともに異文化に対する理解を深め、 豊かな国際感覚をはぐくむ教育を推進します。

#### ⑤ 人権課題にかかわる学習

指導課

児童・生徒が人権課題を学ぶことで、自らの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、他者の人権を尊重する態度をはぐくみます。

#### 6 道徳授業地区公開講座

指導課

保護者や地域住民など誰もが参加できる公開講座を開催します。

学校・家庭・地域が道徳教育への共通理解を深め、連携することで、児童・生徒が他者を尊重し生命を尊ぶ心を育てます。

# ⑦ 大田区学習効果測定

指導課

児童・生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学習内容等の定着状況を把握・検証する ための学力調査を実施します。

# ⑧ 学習カウンセリング

指導課

大田区学習効果測定の結果を基に、児童・生徒と面談し、一人ひとりの学習のつまずきや学習方法について指導し、さらなる学力の定着を図ります。

# 9 習熟度別少人数指導

指導課

英語、算数、数学では、児童・生徒の習熟度による少人数指導を行い、児童・生徒一 人ひとりに応じた学力を確実に定着させます。

#### 10 補習教室

指導課

学習補助員を配置し、補習教室を通して、児童・生徒一人ひとりの基礎学力を確実 に定着させます。

## ① 放課後こども教室における自主学習支援

教育総務課

放課後こども教室に通う児童を対象に、自主学習の支援を実施し、学習習慣と基礎 学力の定着を図ります。

# ② 子どもの学習支援

蒲田生活福祉課

生活困窮状態にある家庭のこどもに対して、週1回の学習支援を行うことにより基礎学力の定着と高校進学を支援します。

#### ⑬ 夏休み学習教室

| 国際都市・多文化共生推進課【(一財)国際都市おおた協会】 |

外国につながりのあるこども向けに夏休みの宿題や自由研究のサポートを行います。

#### (4) こども学習支援教室

国際都市・多文化共生推進課【(一財)国際都市おおた協会】

外国につながりのあるこどもに対し、宿題や日本語学習のサポートを行います。

# 15 楽しい運動習慣の確立

指導課

体育の授業において、タブレット端末の活用など授業改善を推進することで、児童・ 生徒の運動への苦手意識をなくし、運動習慣の定着や運動・スポーツを楽しむ態度の 育成を図ります。

# 16 保育者向け研修の実施

幼児教育センター

就学前機関に通う幼児に質の高い学びと保育を保障するため、保育者の人材育成を目的とした研修を実施します。

#### ① 幼児期における運動遊び指導の充実

幼児教育センター

就学前から、こどもたちが運動遊びを通じて楽しく体を動かす習慣を身に付けられるよう、幼児期運動指導(運動遊び指導)リーダー保育者養成研修会を実施し、効果的な指導方法の普及と実践を進めます。

# 18 親子運動遊び講座

幼児教育センター

親子で参加する運動遊び講座を通じて、体を動かす楽しさと適切な生活習慣、運動習慣の重要性を伝え、家庭で体を動かす実践につなげます。

# 19 保幼小の交流及び連携事業

幼児教育センター

就学前機関と小学校が地域の中で交流し相互理解を深めることで、保幼小の連携 を推進します。

# ② 私立幼稚園特別支援教育事業

教育総務課

特別な支援を要する園児の教育条件の維持、向上のために必要な経費の一部を補助金として交付します。

#### ② 特別支援学級等の整備

学務課

障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行う特別支援学級や特別支援教室(サポートルーム)等を整備し、個々の障がいの特性や発達の状態に応じたきめ細かな支援を行います。

#### ② 特別支援教育実施体制の整備

指導課

特別支援教育における教育内容・方法を充実し、小中学校における総合的支援体制を整備します。

#### ② 学齢期の発達障がい児支援(専門相談・療育)

│ 障がい者総合サポートセンター

学齢期の発達障がいに関する専門的見地に基づいた相談・療育事業等を障がい者総合サポートセンターで実施します。

② 日本語指導 指導課·学務課

区立小中学校に在籍する日本語の理解が不十分な外国人及び帰国児童・生徒を対象に、主に日本語による生活・習慣適応力の向上を図る日本語特別指導(初期指導)を実施します。

また、日本語特別指導(初期指導)を終了した児童・生徒の日本語による学習適応力の向上を図るため、日本語学級(蒲田小学校・蒲田中学校)を設置し、指導します。

② こども日本語教室 国際都市·多文化共生推進課【(一財)国際都市おおた協会】

不就学・未就学のこどもを対象に日本語教室を開催し、小中学校へのスムーズな就学をサポートします。

# 26 学校施設の改築

教育総務課

良好な教育環境づくりを進めるとともに、今後、大量に見込まれる学校施設の改築等の需要に対応するため、改築にかかる工期短縮の手法の検討や部分(棟別)改築等により、改築等をペースアップし、毎年 2~3 校ずつ新規整備に着手します。

# ■個別目標 2-2 こどもの健やかな成長への支援

# ●現状と課題

本計画を策定するにあたり実施した小中高生アンケート調査において、抱えている悩みについて聞いたところ、「自分のこと(容姿、性格、健康など)」「成績のこと」「将来や進路のこと」の回答が多く、また、「家族のこと」「生活や勉強に必要なお金のこと」「いじめに関すること」といった回答も見られ、こどもたちが様々な悩みを抱えていることが分かりました。

環境の変化が早い今日において、一人の大人として精神的・身体的に成長していくこどもの一人ひとりに寄り添った支援が必要となります。

#### 今後の方向性

悩みや不安を抱えるこどもが相談しやすい環境を整備するとともに、普段の生活でいっしょに過ごす大人がこどもの変化に気づき、相談・支援につなげる環境を整備します。 また、食育や薬物、性などに関する教育を進めるとともに、小児医療を充実し、こどもの健やかな成長を支援します。

#### ●個別施策

# ① こども家庭支援センター等における相談(再掲)

| 子ども家庭支援センター・こども家庭センター

妊産婦やこどもとその家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員が相談に応じます。

# ② 児童館・中高生ひろばにおける相談

子育て支援課

遊びなどの日常の関わりを通して、教員免許や保育士資格などを有する施設職員が小学生から中高生世代のこどもたちが抱える不安や悩みなどを受け止め、必要に応じて、個別の相談に応じます。

# ③ 若者サポートセンター フラットおおた

地域力推進課

様々な困難を抱える概ね 15 歳から 39 歳までの子ども・若者及びその家族を対象として、電話やメール、対面での相談に加え、チャットによる相談システムを導入した総合的な相談窓口と、自由に過ごせる居場所スペースを併設し、様々な交流体験プログラムを実施します。

## ④ 自殺総合対策の推進

健康づくり課

区内の高校や大学への出張健康教育や区立小中学生向けタブレット等を通じて、S OSの出し方や相談窓口を周知するとともに、教育委員会と連携し教職員向けゲート キーパー養成講座を実施し、自殺対策の推進を図ります。

# ⑤ 精神保健に関する医師・保健師による相談

地域健康課

専門医や保健師による相談(来所、家庭訪問、電話等)を実施します。

# ⑥ 東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援

生活衛生課

協議会が開催する小・中学生の薬物乱用防止ポスター・標語コンクールの優秀作品の表彰式、その他、薬物乱用防止キャンペーン活動の支援をします。

#### ⑦ 各種健康教育

学務課·指導課

心身の健康、けがの防止と病気の予防、がん、歯・口の健康、性に関すること、喫煙・ 飲酒・薬物乱用防止などについての健康教育を推進します。

#### ⑧ 性感染症予防講演会

感染症対策課

性感染症予防のための講演会を実施します。

#### 9 食育推進検討会・食育フェア

健康づくり課・地域健康課・生活衛生課・子育て支援課・保育サービス課・学務課・指導課 関係機関と情報交換し連携を強化するため、食育推進検討会を実施します。また、 食育に関する活動について広く区民に周知するため、駅ビルなど民間と連携してパ ネル展を開催します。

## ⑩ 在宅栄養士(会)との連携による食育パネルシアター等

地域健康課

児童館等を利用している児童を対象としたパネルシアター等の活動の充実を図ります。

# ① 保育園における食育指導

保育サービス課

園児に対して野菜栽培や米づくりなどの体験を通じ食への関心と食を大切にする こころを育みます。また、保護者に対して離乳食講習会や給食と食材の展示、地域の 子育て世代に対して食育指導などを行います。

# (12) 食育推進チームによる指導

指導課

全校に食育推進チームを組織し、学校における食育推進の中核となる食育リーダーを配置します。

また、指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成し、実践します。

# ③ 児童館における食育指導

子育て支援課

乳幼児保護者向けに栄養相談、離乳食講座等を行います。また、小学生対象の食育パネルシアターや野菜栽培等を通じて、食への関心を深め、日本の食文化にふれる体験を行います。

# 4 かかりつけ医の推進

健康医療政策課・健康づくり課・地域健康課

出産準備教室、すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導)、健診等の機会ごと に、かかりつけ医をもつことを勧めます。

# ⑤ 休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療

健康医療政策課

医師会委託で祝休日及び土曜準夜等の急病患者の診療を実施します。

#### 16 平日準夜小児初期救急診療

健康医療政策課

平日準夜における小児救急患者の初期救急医療を実施します。

## ⑪ 歯科休日応急診療

健康医療政策課

休日における歯科応急診療医療を実施します。

#### 18 産科医療機関の設備整備費助成事業

健康医療政策課

分娩可能な医療機関の確保を図るため、医療機器等を購入する医療機関に対し助成を行い、区内で安心してこどもを産める環境を整備します。

#### 19 地域医療機関との協議会等の開催

健康医療政策課

医師会や歯科医師会、薬剤師会などと入院医療、周産期医療、小児医療等に関する 検討・協議を行います。

# ■個別目標 2-3 こどもの子育ち支援と居場所・遊び場の整備

#### ・現状と課題

令和5年 12 月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、その理念と

して、すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができること。そして、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現することを掲げています。

地域のつながりの希薄化や少子化の進展など大きく変化している社会状況において、 居場所や体験活動などを通じて、こどもが主体的・創造的に成長する「子育ち」を支援し ていく必要があります。

## 今後の方向性

家庭、学校に加え、安全・安心かつ一人ひとりが自分らしく過ごせる居場所の整備を進めます。

また、こどもが自由に遊ぶことができる環境の整備を進めるとともに、青少年健全育成活動など、こどもが主体的・創造的に活動できる機会を設けます。

#### ●個別施策

# ① 青少年健全育成(青少年対策地区委員会)

地域力推進課

地域における青少年健全育成活動を積極的に推進するため、青少年対策地区委員会への 委託契約により地区活動事業を実施します。

# ② 大田区子どもガーデンパーティー

地域力推進課

こどもたちの日常生活に潤いを与え、地域の人たちと、楽しく一緒に活動する体験を提供します。こどもたちの社会参加の芽を培うとともに、大人同士の交流を深め、コミュニティづくりのきっかけとします。

#### ③ 子ども向け人材育成事業(工場見学とものづくり体験)

産業振興課

工場見学とものづくり体験を通して、大田区のものづくり産業の意義とその魅力を知ってもらいます。また、親子で楽しむ「ロボット教室」やプログラミングロボットづくりなど、工業大学や産業技術高等専門学校等と連携したものづくり実践教室を実施し、ものづくりの楽しさを通じて、未来のものづくり人材を育成します。

## ④ 長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業

福祉管理課

課題を抱えやすい長期休暇中において、こどもの健やかな成長を支えるため、支援を必要とするこども等を対象として、学び・経験の機会の提供やこどもの居場所づくりを行う地域活動団体等に対して、経費の一部を補助します。

#### ⑤ こども食堂推進事業

福祉管理課

食の支援やこどもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されている「こども食堂」 の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を補助します。

#### 6 学校施設開放事業

教育総務課

こどもの安全な遊び場やスポーツやレクリエーションなどの身近な活動の場として、学校教育に支障のない範囲で、区立小中学校の施設を開放します。

# ⑦ 学童保育事業(放課後児童健全育成事業)(再掲) ① 子育て支援課・教育総務課

就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(1年生から6年生)に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。

# ⑧ 学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用(再掲)

→ 子育て支援課・教育総務課 |

#### ア 延長保育

就労などのために 17 時以降保護者がいない家庭の児童を対象に 18 時まで(委託児童館及び放課後ひろばについては 19 時まで)預かります。

#### イ 夏休み利用

夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。

ウ 一時利用

家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。

# ⑨ 学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ(再掲)

| 子育て支援課・教育総務課 |

小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。

#### ⑩ 放課後の児童の居場所づくり(放課後ひろば)

分 教育総務課

小学校を活用した放課後の児童の安全・安心な居場所づくりとして、学童保育と放課後こ ども教室を一体的に行う放課後ひろばを実施します。

#### ① 児童館の学童保育・一般利用(自由来館)

子育て支援課

小学生、中学生が自由に利用できる施設です。館内には図書室、工作室、遊戯室などがあります。

#### 12 中高生ひろば

子育て支援課

中高生世代の健全育成を目的に交流・活動・相談支援を行う中高生専用施設として、「中高生ひろば羽田(羽田地域力推進センター内)」及び「中高生ひろば蒲田(カムカム新蒲田内)」を開設しているほか、現在、(仮称)大森西二丁目複合施設内においてタイムシェア方式による中高生ひろばの新設を検討し、充実を図ります。

#### ③ 若者サポートセンター フラットおおた(再掲)

地域力推進課

様々な困難を抱える概ね 15 歳から 39 歳までの子ども・若者及びその家族を対象として、電話やメール、対面での相談に加え、チャットによる相談システムを導入し

た総合的な相談窓口と、自由に過ごせる居場所スペースを併設し、様々な交流体験プログラムを実施します。

# ⑭ 保育園・児童館の児童と高齢者との交流

保育サービス課・子育て支援課

保育園、児童館の児童が高齢者と交流します。

# (5) 保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進

保育サービス課・子育て支援課

中高生のボランティアを受け入れ、園児や児童との生活や遊びを通してふれあいの機会を持ちます。

# 16 リーダー講習会(小学生・中高生)

地域力推進課

ア リーダー講習会(小学生対象)

社会活動、野外活動を中心として、異年齢間の交流、協調、グループワークの楽しさ等を体験する機会として実施します。

イ リーダー講習会(中学・高校生対象)

野外活動、ゲーム指導実習、講義、グループ活動、宿泊実習などを通して、リーダーとしての心構えや指導技術を身につけます。(通称「ティーンズぱわーあっぷセミナー」)

# ⑪ リーダー講習会(成人)

地域力推進課

地域の青少年活動に関わる指導者・世話人の育成と資質の向上を図るため、青少年に関するテーマを毎年設定し、講習会を実施します。

## 18 地域に根ざした公園・緑地の整備

公園課

こどもや親子等に遊びの場を提供します。

#### 19 特色のある身近な公園整備

公園課

子育て支援空間の導入や機能充実、こども同士や親子での交流空間の創出やこどもから 人気のあるボール遊びができる空間などを創出します。

### ② とうきょうすくわくプログラム推進事業

保育サービス課

保育園の環境や強みを活かしながら、様々なテーマに沿って乳幼児の興味・関心に応じた 探究活動を実践し、幼児教育・保育の充実を図ることで、こどもの豊かな心の育ちをサポート します。

#### 21 多様な他者との関わりの機会の創出事業

保育サービス課・教育総務課

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就園児を定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて非認知能力の向上を図り、 こどもの健やかな成長を支えます。

# 基本目標3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

## ■個別目標 3-1 子育て家庭に対する相談体制の充実

#### ・現状と課題

本計画を策定するにあたり実施した保護者ニーズ調査において、子育てについて気軽に相談できる人や場所があるか聞いたところ、「いない/ない」の回答が就学前児童保護者で 7.5%、小学校児童保護者で 15.0%ありました。また、子育てに関して孤独や孤立感を感じるか聞いたところ、「強く感じる」「やや感じる」の回答が就学前保護者で 23.9%、小学校児童保護者で 21.3%ありました。

地域のつながりの希薄化や核家族化など大きく変化している社会状況において、子育 て家庭が相談しやすい体制を整備する必要があります。

# ●今後の方向性

子育て家庭が行きやすい場所に相談窓口を設置するとともに、普段参加している事業やイベントに合わせて相談できるようにするなど、物理的・心理的に身近な相談窓口を整備します。

また、身近な相談窓口と専門的な相談窓口の連携をさらに強化し、「相談が解決につながる」という認識を地域・社会全体に広げ、相談窓口の積極的な活用につなげます。

# ●個別施策

# ① 保育サービスアドバイザーによる相談

分 保育サービス課

保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や 地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。

#### ② 子育てひろばにおける子育て相談

分 → 子育て支援課・保育サービス課・子ども家庭支援センター・教育総務課

保育園や児童館に設けられた「子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)」で、子育 てに関する不安や負担感を軽減するため、子育ての楽しさを知らせるための相談・助 言を行います。

## ③ 保育所の子育で相談(地域子育で相談機関)

保育サービス課

認可保育所で、来所又は電話による育児相談を行い、地域の子育てを支援します。

#### ④ 私立幼稚園における子育で相談

教育総務課

私立幼稚園において子育て相談、教育相談などを行い、地域の子育てを支援します。

# ⑤ 児童館の子育で相談

子育て支援課

児童館を地域の身近な相談窓口として、教員免許や保育士資格などを持った専門 知識を有する児童館職員が子育て全般に関する相談に応じます。

6 就学相談 教育センター

心身に障がいのあるこどもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向け、就学・転学等の相談を実施します。

⑦ **教育相談** 教育センター

児童・生徒にかかわる様々な問題や悩みについて教職経験者や心理職の教育相談 員が相談に応じ、自立への支援や望ましいかかわり方等について助言等を行います。

# ⑧ 幼児教育相談

幼児教育センター

幼児の保護者を対象に、幼児教育に関する相談事業・情報提供を電話や来室面談 により対応します。

# 9 子ども家庭支援センター等における相談

子ども家庭支援センター・こども家庭センター

妊産婦やこどもとその家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員が相談に応じます。「子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)」でこどもと過ごしながら相談することも可能です。また、こども家庭センターでは子育てに関する支援やサービスの情報を案内します。

# ⑩ 外国人相談窓口の運営 国際都市・多文化共生推進課【(一財)国際都市おおた協会】

おおた国際交流センター(Minto Ota)内に相談窓口を設置し、多言語(英語、中国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語等)での生活相談や情報提供、弁護士による法律相談を行います。

# ① 障がい児等の早期支援(相談・療育等)

障がい者総合サポートセンター(わかばの家)

こども発達センターわかばの家において、発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。

# ② 児童の発達相談・サービス等利用相談

障がい者総合サポートセンター(わかばの家)

心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児や子育てについての心配や 悩み等の発達相談を実施します。また、18 歳未満の児童を対象に、通所サービス等 を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相 談を実施します。

#### ③ 家庭相談·女性相談

生活福祉課

- ①夫婦・親子関係や結婚、離婚、相続、扶養などの家庭内の悩みや心配ごとの相談
- ②母子家庭等及び寡婦の経済上の問題・児童の就学などに関する相談
- ③緊急の保護やパートナーの暴力などに関する相談

#### 14 ひとり親家庭の相談

生活福祉課

ひとり親に関する施策の案内や、生活についての相談を実施します。

# (5) 離婚と養育費に関わる総合相談

福祉管理課

ひとり親家庭の相対的貧困率が高いことを踏まえ、離婚前後の生活や養育費に関する総合相談を実施します。弁護士による法律相談と合わせ、生活全般の相談ができる「子ども生活応援臨時窓口」と同時開催とします。区内在住で 20 歳未満のこどもを持つ保護者を対象とした事業です。

## 16 子ども生活応援臨時窓口の運営

蒲田生活福祉課

「生活困難層」の家庭の孤立防止と課題の深刻化を防ぎ早期の支援に繋げるため、 子育て世代の保護者が各種手続きに来庁する機会を捉え、大田区生活再建・就労サポートセンター(JOBOTA)による出張型の臨時相談窓口を開設します。

# ■個別目標 3-2 子育ての情報提供の充実とDXによる利便性の向上

## ・現状と課題

保護者ニーズ調査において、大田区における子育て環境や支援に対して満足している点について聞いたところ、子育てに関する情報の入手について、満足との回答が就学前児童保護者で 8.4%、小学校児童保護者で 5.4%、不満との回答が同様に 14.0%、11.7%となりました。また、子育てに関する行政手続きとしてあるとよいと思うものについて聞いたところ、「オンラインだけで完結する申請書類」「予防接種等の区から提供されるチケットの電子化」「ワンストップ窓口などの手続きの簡素化」の回答が多くなっています。

情報発信の見直しや DX 化の推進などをさらに進め、利用者が利用しやすいものに 更新していく必要があります。

#### 今後の方向性

子育て家庭それぞれのニーズに応える情報提供を充実し、利用者が分かりやすくアクセスしやすい情報発信を進めます。

また、申請等の DX 化をさらに進め、「書かない・待たない・回らない・行かない窓口」の実現に取り組みます。

#### ●個別施策

# ① 子育てハンドブックの発行

子育て支援課

子育ての不安や悩みが少しでも解消できるように、育児のアドバイス、大田区のこ どもや子育てに関する事業を掲載した手引書(デジタルブック)を作成します。

# ② 保育サービスアドバイザーによる相談(再掲)

会 保育サービス課

保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や 地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。

# ③ マイ保育園登録

保育サービス課

保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や 地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。

# ④ 大田区子育で応援メールの配信

健康づくり課

妊婦や 18 歳までの子の保護者が安心して出産・子育てできるよう、こどもの健康 や子育てのアドバイス、区のイベント情報などをタイムリーに配信します。

#### ⑤ 外国人向け多言語情報紙の発行

国際都市・多文化共生推進課

日本語を母語としない外国人が地域で安心して生活できるよう、必要な地域情報、 身近な生活情報などを、より多くの言語や「やさしい日本語」<mark>で</mark>提供します。

⑥ **多言語通訳タブレットや電話通訳サービス等の提供** 国際都市・多文化共生推進課 日本語での相談が難しい外国人への各種支援や照会等に対応するため、多言語通 訳タブレットや電話通訳等のサービスを提供します。

## ⑦ 児童館子育で講座の開催

子育て支援課

子育てに有益な知識を得られる講座を開催します。

#### ⑧ 児童虐待防止に向けた啓発の推進

子ども家庭支援センター

大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を 改訂するとともに、要保護児童対策地域協議会関係機関等への配布により啓発活動 を推進します。

#### 9 発達障がいの理解啓発の推進

障がい者総合サポートセンター(わかばの家

発達障がいの理解啓発と地域支援力の向上のため、講演会の開催、啓発パンフレットの作成・配布を行います。

# ■個別目標 3-3 子育て家庭の地域・社会との交流の促進

#### ・現状と課題

保護者ニーズ調査において、こどもをみてもらえる親族・知人がいるか聞いたところ、「いずれもいない」の回答が就学前保護者で 27.0%、小学校児童保護者で 23.7%ありました。また、居場所としてどのような場所があるとよいか聞いたところ、「自分のこどもと他のこどもがいっしょに遊び、見守れる場所」「こどもを一時的に見てもらいながら、自分は静かに過ごすことができる場所」「こどもといっしょに遊べる場所」の回答が多く、「近隣の保護者と話すことができる場所」「こどもを一時的に見てもらいながら、専門家に悩みを相談できる場所」「同じ悩みを持つ保護者が集まることができる場所」などの回答も見られ、様々なニーズがあることが分かりました。

地域のつながりの希薄化や核家族化など大きく変化している社会状況において、子育 て家庭それぞれの状況に即した交流の機会を設けていく必要があります。

# 今後の方向性

子育て家庭がいっしょに集まり、こどもを遊ばせる場所、子育てについて学ぶ場所や相談できる場所など、それぞれの家庭が求めるニーズに沿った居場所を整備し、子育て家庭の横のつながりを促します。

また、子育てを経験し、その経験を活かしたいと考えている地域の方と現在子育て中の方をつなぎ、その経験やつながりを次の世代、その次の世代に循環していく仕組みを整えます。

#### ●個別施策

#### ① ファミリー・アテンダント事業

子ども家庭支援センター

子育て家庭の日常的な不安や悩みに寄り添い、子育て世代の孤独・孤立対策を強化していくことを目的として、見守り定期訪問事業及び伴走支援事業の2事業で構成されたアウトリーチ型の支援を提供します。

② **子育てひろば** ① 子育て支援課・保育サービス課・子ども家庭支援センター・教育総務課 児童館、子ども家庭支援センター、一部の保育園及び幼稚園等に設置され、親子でゆったり過ごしながら、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。子育ての情報を提供し、子育て親子同士の交流を進めます。

# ③ ファミリー・サポート・センター事業

子ども家庭支援センター

育児の手伝いをしてほしい人(利用会員)と地域の育児の手伝いをしたい人(提供会員)の両者を会員とし、地域の提供会員が利用会員と交流しながら、育児の支援を行います。

# ④ 家庭教育学習会

教育総務課

児童・生徒の保護者を主な対象とし、こどもの発達課題や急速に変化する社会の潮 流を捉えたテーマで、家庭教育についての学習機会を広く提供します。

また、次年度小学校入学児童の保護者を対象に、こどもの小学校生活をより充実したものにするための家庭や親の役割について話し合う学習会を実施します。

#### ⑤ 初めてのお子さんを対象とした子育て教室の開催

子ども家庭支援センター

乳児とパパ・ママが一緒に参加する教室を開催し、夫婦の相互理解を深め、家族力の向上を目指します。他の子育て家庭と子育ての悩みを共有することで、子育ての不安解消と仲間作りにつなげていきます。

## ⑥ 保育所の園庭開放

保育サービス課

地域の子育ての拠点として認可保育所の園庭を乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間づくりを進めます。

#### ⑦ 体験保育(育児応援事業)

保育サービス課

妊婦及び乳幼児(3歳児まで)を在宅育児する保護者を対象に、子ども同士の交流 や保育の様子を見学しながら子育てのヒントを得られるよう、区立保育園及び一部の 私立保育園で体験保育を実施します。

## ⑧ ほほえみごはん事業

福祉管理課

支援を必要とする子育て世帯へ、地域のボランティアが食料を届けに定期的に訪問します。玄関先でのあいさつや会話を通じて、子育て世帯と地域の身近な支援者との日常的なつながりを築くきっかけをつくり、地域における見守り体制の強化を図ります。

#### 9 地域の育児支援

福祉管理課

地域の中での育児を民生委員・児童委員が支援します。

# ⑩ 親子で遊ぼうイベントの開催

子ども家庭支援センター

さまざまな遊具を使った遊びを1~3歳未満のこどもと保護者に提供する出前型 講座です。子育て応援コーナー運営委員会がボランティアや地域の民生委員・児童委 員とともに企画、運営します。

# ① 子育で応援コーナー運営委員会による子育で講座の開催

子ども家庭支援センター

子育てをテーマに保護者や子育て支援者を対象にした保育付きの講座です。講師による講演会の他、栄養士と実習する離乳食の作り方など子育てに関する学びの機会を提供します。

# ② 子育てサロン「キッズな」の開催

子ども家庭支援センター

キッズな大森「子育て応援コーナー」を会場にボランティアや民生委員・児童委員が 読み聞かせ・手遊び紙芝居、お茶会、手作り会、ベビーカーメンテナンス、展示等を定 例的に実施し、親子と地域の方々との交流を図ります。

# ③ 子ども交流センターの運営支援

子育て支援課

地域が中心となって設立した NPO 法人「おおもり子どもセンター」と区が協働し、子ども交流センターを通して地域の子育て・子育ちを支援します。

# ■個別目標 3-4 子育て家庭への多様な生活支援

#### ■現状と課題

保護者ニーズ調査において、こどもをみてもらえる親戚・知人はいるか聞いたところ、「いずれもいない」の回答が、就学前児童保護者の27.0%、小学校児童保護者の23.7%と前回調査から増加しています。また、親族にみてもらえると回答した保護者でも「祖父母等の親族に負担をかけていることが心苦しい」「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」の回答が多くなっています。

子育ての孤立化が進むとともに、ひとり親家庭や生活困窮家庭など、子育て家庭を取り巻く状況が多様化しています。それぞれが置かれている状況に応じて、誰一人取り残さない支援を行う必要があります。

# ●今後の方向性

手当をはじめとする経済的支援とともに、こどもの一時預かりや家事支援などの身体 的・精神的支援を拡充します。

特に、子育てを頑張りすぎて悪循環におちいるリスクを回避するため、子育てに「一息」 できるレスパイトの意識を啓発し、支援を進めます。

#### ●個別施策

# ① 児童扶養手当

子育て支援課

父又は母と生計を同じにしていない児童が育成される家庭の、生活の激変を一定期間緩和し、自立の促進に寄与することを目的に支援を行います。

## ② 特別児童扶養手当

子育て支援課

身体又は精神に障がいを有する児童について、障がい児の福祉の増進を図るため 支援します。

## ③ 児童育成手当

子育て支援課

児童の福祉の増進を図ることを目的とし、児童の心身の穏やかな成長に寄与することを趣旨として支援します。

# ④ 就学援助

学務課

一定の所得に満たない世帯を対象に、学用品の購入費等、学校でかかる費用の一部を支給します。

#### ⑤ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

生活福祉課

母子家庭の母等の就労を支援するため、職業能力開発のための講座受講や国家資格取得のための修業期間中に給付金を支給します。

# ⑥ 母子及び父子福祉資金貸付

生活福祉課

母子家庭又は父子家庭が経済的に自立した生活を送るために必要な資金の貸付 (転宅資金、修学資金、就学支度資金、事業開始資金等)を実施します。

# ⑦ 母子生活支援施設の運営

子ども家庭総合支援センター開設準備室・生活福祉課

施設において母子が健康で明るい生活ができるよう援助・助言し、自立への支援を 図ります。

# ⑧ ひとり親世帯住宅確保支援

建築調整課

区内に 1 年以上居住し、転居先を探している対象世帯に対して住宅探しの支援を行います。また、協力不動産店リストの提供や、保証会社加入費などの一部を助成しています。

#### 9 ひとり親世帯転居一時金助成

建築調整課

現に児童扶養手当を受給しているひとり親世帯で、区内に 3 年以上居住し取壊し 等のため転居を余儀なくされた世帯に対して、区内に転居する場合、転居に伴う賃貸 借契約時に要した費用の一部を助成します。

#### ⑩ ひとり親家庭等ホームヘルプサービス

子育て支援課

ひとり親家庭で、一時的な事情により日常生活等の援助が必要な場合、ホームヘルパーを派遣します。

#### ⑪ 重症心身障がい児(者)短期入所

障がい者総合サポートセンター

医療的ケアの必要な方も含む重症心身障がい児(者)で4歳以上の方を対象とした 短期入所事業を行います。

#### 12 障害児通所支援事業

障害福祉課

児童福祉法に基づき、心身の発達に何らかの心配や障がいのあるお子さんの発達を支援する療育事業です。サービス利用に必要な給付決定を行い、児童発達支援や 放課後等デイサービスなどの利用を支援します。

# ③ 重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業

障害福祉課

医療ケアがある重症心身障がい児(者)のご家族の一時的な休息や、就労等の支援 のため、訪問看護師等がご自宅で介護を行います。

# ←時預かり保育 子育て支援課・子ども家庭支援センター・保育サービス課

家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、子ども家庭支援センターや児童館で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる乳幼児の一時預かりを実施します。

# ⑤ 乳幼児ショートステイ事業・ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業業 子育て支援課・子ども家庭支援センター

生後5日から2歳未満の乳幼児を対象とする乳幼児ショートステイサービス(宿泊型)、2歳から 15歳までの児童を対象にショートステイ(宿泊型)、トワイライトステイ(17時から 22時までの夜間一時保育)、休日デイサービス(日曜・祝祭日の日中における保育)を実施します。

# 基本目標 4 子育てと仕事の両立を支援します

# ■個別目標 4-1 保育サービス等の充実

#### ・現状と課題

保育サービスにおいて大きな課題である待機児童については、保育施設の整備・定員拡大により、令和3年度から待機児童数「ゼロ」を継続しています。また、学童保育については、区立小学校施設を活用した学校内学童を拡充し、増加する需要に対応しています。

反面、全国的な保育人材不足が問題となっており、子育てをめぐる課題が複雑化していることも相まって、保育の質への影響が懸念されます。乳幼児期の保育環境はその後の 人格形成にも大きな影響を与えるものです。子どもの最善の利益という原点にたち、保 育の質の向上を図るとともに保育人材の定着支援等を推進する必要があります。

# ●今後の方向性

保育の質の向上を進めるとともに、その担い手である保育士や児童指導、その他こど もに関わる職員の確保・育成に取り組みます。

また、こどもを預かるという目的に加え、預かるこどもの育ちを目的とした事業を展開 します。

#### ●個別施策

# ① 保育サービス基盤の確保

保育サービス課

保育所入所希望者の動向を見据え、多様なニーズに応えるため認可保育所をはじめとする保育の受け皿を確保します。

# ② 保育所等への助成

保育サービス課

職員配置や保育プログラムの充実等に取り組む認可保育所等を支援し、保育サービスの質の向上を図ります。

#### ③ 定期利用保育事業

分 保育サービス課

保育所の空きスペース等を活用し、パートタイムなどの多様な就労形態や、ライフスタイルに対応した定期利用保育事業を実施します。

#### ④ 認証保育所の運営補助

→ 保育サービス課

認証保育所に対する運営の補助を継続し、良好な保育環境の維持を図ります。

#### ⑤ 家庭福祉員(保育ママ)

分 保育サービス課

2 歳未満の乳児を対象に、家庭福祉員(保育ママ)が、自宅又はグループ保育室で保育を提供します。

# 6 時間外保育

分 保育サービス課

就労等で通常の開園時間を超えて保育を必要とする人に対応する時間外保育(延長保育)事業を実施します。

## ⑦ 私立幼稚園預かり保育事業

分 教育総務課

私立幼稚園が実施する、在園児を対象とした預かり保育事業及び一部の園が実施する、保護者が就労等のため家庭で保育ができない2歳児の預かり事業を支援します。

⑧ 休日保育

保育サービス課

年末年始を除く日曜日、祝祭日に保護者が就労の為家庭で保育出来ない児童を、認可保育所で保育します。

9 年末保育

保育サービス課

12月29・30日に保護者が就労等のため家庭で保育ができない児童を、認可保育所で保育します。

# ⑩ 病児・病後児保育

分 保育サービス課

病気等により保育園等に通えない児童を、医療機関等に併設された専用スペース等 で保育します。

## ① 区立保育園における医療的ケア児の受け入れ

保育サービス課

1歳児以上を対象に、一部の区立保育園で医療的ケアを必要とする児童の受け入れを行います。

# ② 保育所等における障がい児等の受け入れ

保育サービス課

全認可園で保育を必要とする障がい児の受け入れを実施します。

#### ③ 区立保育園の改築・改修

子育て支援課

耐震診断結果に基づく耐震改修や、老朽化した保育園の改築・改修を進め、良好な保育環境を整備します。

#### 14 保育士確保対策の実施

保育サービス課

区内保育施設における人材の確保・定着を図るため、保育士応援手当や宿舎借上げ補助を実施します。あわせて、保育士資格の取得を支援します。

#### (5) 保育士等研修の実施

保育サービス課

保育に関する専門知識の向上や実践的な技能の習得をめざす区内保育施設の従事 職員を対象に、各種研修を実施します。

# 16 区立保育園の拠点機能強化

保育サービス課

地域の保育水準の向上のため、区立拠点園を中心として、家庭福祉員への訪問支援、 認証保育所、小規模保育所等との交流保育、拠点園での公開保育研修など、保育連携 推進事業を実施します。

# ① 第三者評価の実施

保育サービス課

保育サービスの内容や質を公平な第三者機関により評価し、比較可能な情報として 区民に提供します。

#### ⑱ とうきょうすくわくプログラム推進事業(再掲)

保育サービス課

保育園の環境や強みを活かしながら、様々なテーマに沿って乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践し、幼児教育・保育の充実を図ることで、こどもの豊かな心の育ちをサポートします。

# ⑨ 学童保育事業(放課後児童健全育成事業)

子育て支援課・教育総務課

就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(1年生から6年生)に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。

# ② 学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用

分 子育て支援課・教育総務課

#### ア 延長保育

就労などのために 17 時以降保護者がいない家庭の児童を対象に 18 時まで(委託児童館及び放課後ひろばについては 19 時まで)預かります。

#### イ 夏休み利用

夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。

ウ 一時利用

家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。

# ② 学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ 子育て支援課・教育総務課

小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。

#### ■個別目標 4-2 子育てと仕事の両立の推進

#### ・現状と課題

保護者ニーズ調査において、母親の就労率や、子育てを「父母ともに」行っていると回答した割合が前回調査に比べ増加しており、共働き・共育て家庭が増加していることが分かりました。

一方で、子育てが女性に集中する「ワンオペ」の状況が継続して見られることから、共働

き・共育て家庭が子育てと仕事をさらに両立しやすくなるよう取り組む必要があります。

### 今後の方向性

共働き・共育て家庭に対して、こどもの一時預かりや家事支援などの身体的・精神的支援とともに、男性が子育てに積極的に取り組めるよう支援を進めます。

また、子育て家庭が働く企業・団体などに対して、子育てと仕事の両立がしやすい環境の整備について働きかけを行います。

#### ●個別施策

# ① 女性のための相談

人権·男女平等推進課

男女平等推進センターで女性のための相談を実施します。自分自身の生き方や性格、夫婦や親子などの家族関係、職場や地域などでの人間関係、雇用、労働関係やハラスメント等に関する相談を受けています。

# ② 男女共同参画に関する講座やセミナー等の開催

人権·男女平等推進課

男女共同参画への理解を深め、家庭や職場など、あらゆる場での性別役割分担意識の解消に繋がるよう、講座やセミナー等を開催します。

## ③ 商業団体他産業団体への働きかけ

産業振興課

商業団体他産業団体の情報誌等への掲載などを働きかけます。

# 基本目標 5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります

## ■個別目標 5-1 妊娠・出産・子育てにおける健康支援

#### ・現状と課題

保護者ニーズ調査において、子育てに関して心配なこと、不安なことについて聞いたところ、「子育てにかかる金銭面で不安がある」「こどもの遊ばせ方やしつけについて」の回答が多く、また、こどもについて気になることや悩んでいることについて聞いたところ、「こどもの食事や栄養について」「発達や発育の遅れがある」「アレルギー(食物・花粉等)がある」の回答が多く、様々な悩みや不安を抱えていることが分かりました。

子育て家庭それぞれが抱えるこどもや子育てに関する悩みや不安に寄り添い、伴走支援していくことで、こどもと子育て家庭の健康を確保していく必要があります。

#### 今後の方向性

令和6年 10 月に開設したこども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の連携を 強化し、保護者に身近な場所で切れ目のない支援に取り組みます。

また、こども家庭センターなどの施設に来ることが難しい子育て家庭に対しては、様々な対面の機会を通じて、支援を進めます。

## ●個別施策

① **母子健康手帳の交付** 健康づくり課・こども家庭センター(地域健康課)・特別出張所等 妊娠の届出をした方に母子健康手帳、母と子の保健バッグを交付します。

#### ② 妊婦面接

|健康づくり課・こども家庭センター(地域健康課)|

妊娠届出後に専門職が面接を行い、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

#### ③ 妊婦健康診查

☆ 健康づくり課 |

妊婦健康診査の費用を14回まで、超音波検査の費用を4回まで助成します。

#### 4 妊婦歯科健康診査

健康づくり課

地区歯科医師会に委託して歯科健診を実施します。

## ⑤ 妊娠高血圧症候群等療養援護

健康づくり課・地域健康課

妊産婦が妊娠高血圧症などの病気にかかり、入院して治療する必要がある場合、 健康保険適用後の自己負担分を助成します。

# ⑥ すこやか赤ちゃん訪問(新生児·産婦訪問指導) ① 健康づくり課·地域健康課 |

すべての乳児家庭を生後120日までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や 養育環境を確認し、子育て情報の提供を行います。

# (7) 産後ケア

健康づくり課・地域健康課

産後の母子の身体的・心理的な安定を図るため、助産師による心身のケアや産後 のサポートを訪問や宿泊により行います。

# ⑧ 産後家事・育児援助事業

子育て支援課

家事・育児の負担軽減を図るため、母子支援の専門家「産後ドゥーラ」の資格を持つ 支援員やヘルパーを派遣します。

# 9 乳幼児健康診査(4か月児~5歳児)

健康づくり課・地域健康課

乳幼児の健全育成や健康管理のために健康診査を実施するとともに、育児相談を 行うことで安心して子育てができるよう支援します。(4か月児、6か月児、9か月児、 1歳6か月児、3歳児、5歳児)

# 10 乳幼児歯科相談

地域健康課

歯科衛生士が乳幼児歯科相談を実施します。

## ① 幼児歯科健康診査・う蝕予防

健康づくり課・地域健康課

地区歯科医師会に委託して歯科健診、フッ化物塗布を実施します。

12 予防接種

感染症対策課

予防接種法に基づき、各種ワクチンを医療機関に委託して行い、感染症の感染・発 病を予防します。

#### ③ 乳幼児経過観察健康診査

地域健康課

健診・指導が必要な乳幼児に小児科医が健康診査を実施します。

#### 14 乳幼児保健指導

地域健康課

保健師・栄養士・歯科衛生士等が訪問・面接・電話等による育児等の相談を実施し ます。

#### 15 出産準備教室

地域健康課

妊娠・出産・育児等の講義、沐浴実習等を実施します。

#### 16 育児学級等

地域健康課

保健師・栄養士・歯科衛生士等が育児・栄養・歯科指導を実施します。

# ⑪ 地域(出張型)健康教育

地域健康課

保健師・栄養士が児童館等からの依頼により地域に出張して講習を実施します。

## 18 みんなでよい歯のまちづくり

地域健康課

歯科衛生士が依頼により保育所や児童館、学校などに出張し、歯科健康教育・健康 相談を実施します。

# 19 乳幼児発達健康診査

地域健康課

小児神経専門医が発達障害等の早期発見のために健診・指導を実施します。

# 20 新生児聴覚検査公費負担

健康づくり課

新生児の聴覚障害の早期発見・早期療養を図るため、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。

# ② 子育てグループワーク(子育て支援事業)

地域健康課

心理相談員、保健師等とともにグループワークを行い、子育てを支援します。

# ② 都の重症心身障がい児支援(訪問事業等)との連携

地域健康課

保健師が都の重症心身障がい児支援事業と連携して、障がい児とその家族の支援を行います。

#### ② 療育給付

健康づくり課

骨関節結核及びその他の結核に罹患している 18 歳未満の児童に対して、指定医療機関に入院させ医療給付を行うとともに学習や療養生活に必要な学用品、日用品を給付します。

#### 24 養育医療給付

健康づくり課・地域健康課

医療を必要とする未熟児に対する養育に必要な給付を実施します。

# 25 育成医療費給付

健康づくり課・地域健康課

身体の障がいのため手術を必要とし、治療効果が期待される 18 歳未満の児童に対し医療給付を実施します。

#### 26 児童医療費助成事業

子育て支援課

児童の医療費を助成し、児童の健康の確保及び増進、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

#### ② ひとり親家庭等医療費助成事業

子育て支援課

ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的に、 医療費の自己負担の一部を助成します。

#### 28 かかりつけ医の推進

健康医療政策課・健康づくり課・地域健康課

出産準備教室、すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導)、健診等の機会ごと に、かかりつけ医をもつことを勧めます。

# 29 休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療

健康医療政策課

医師会委託で祝休日及び土曜準夜等の急病患者の診療を実施します。

# ③ 平日準夜小児初期救急診療

健康医療政策課

平日準夜における小児救急患者の初期救急医療を実施します。

# ③ 歯科休日応急診療

健康医療政策課

休日における歯科応急診療医療を実施します。

## ② 産科医療機関の設備整備費助成事業

健康医療政策課

分娩可能な医療機関の確保を図るため、医療機器等を購入する医療機関に対し助成を行い、区内で安心してこどもを産める環境を整備します。

# ③ 地域医療機関との協議会等の開催

健康医療政策課

医師会や歯科医師会、薬剤師会などと入院医療、周産期医療、小児医療等に関する 検討・協議を行います。

# 基本目標 6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます

# ■個別目標 6-1 こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり

#### ●現状と課題

令和4年5月に東京都が公表した「東京都の新たな被害想定~首都直下地震等による東京の被害想定~」では、都心南部直下地震(マグニチュード 7 クラス)が今後 30 年以内に発生する確率が 70%と想定され、また、全国で線状降水帯やゲリラ豪雨が頻繁に発生する状況となっています。さらに、SNS 等を使いこどもを狙う犯罪も多発しており、こうした災害や犯罪に対して、こどもや子育て家庭が安全・安心して過ごすことができる環境を整備していく必要があります。

# ●今後の方向性

地震や豪雨などを想定した避難準備、災害発生後の避難所や居場所の整備、防災や防犯、交通安全に関する情報提供や啓発を進めます。

また、こども自身が自ら判断し、災害や犯罪から身を守り、交通事故に備えていくことができるよう取組みを進めます。

## ●個別施策

# ① 防災対応マニュアル・防災の手引き等

子育て支援課・保育サービス課

災害に備えて、児童館、保育所等の各施設で防災の手引きを作成し、適宜更新します。

#### ② 災害物品の備蓄

子育て支援課・保育サービス課

大規模災害に備え、区内すべての児童館、保育施設等に3日分の水・食料を備蓄し、 こどもたちの安全・安心を図ります。

# ③ 妊産婦避難所の設置

健康医療政策課

産後間もない母子等が災害時に安心して過ごせる生活の場として、産科医療機関の近隣に「好産婦避難所」を設置します。

#### ④ 保育園における福祉避難所の整備

保育サービス課

災害発生後、被災した乳児とその保護者の一時的な生活の場を確保するための福祉避難所を保育園において整備します。

#### ⑤ 子育て世帯へのバリアフリー情報の提供

福祉管理課

「おでかけマップ」の充実を図ります。

# ⑥ 区民安全・安心メールサービスの運用

防災危機管理課

こどもの安全・安心を確保するため、希望する保護者、施設管理者等へ不審者情報などのメールを配信します。

#### ⑦ こどもSOSの家による見守り活動の推進

地域力推進課

こどもたちが地域において犯罪等に巻き込まれた時及び身の危険を感じた時に助けを求めることができる場所、気軽に相談ができる場所としてこどもSOSの家を設置しています。協力員の家等にステッカーを表示し、犯罪の抑止力を高め、安全な地域環境の醸成を目指すとともにこどもたちの健全育成を図ります。

# ⑧ 青色回転灯装備車パトロール

防災危機管理課

区の青色回転灯装備車により、区内全域をパトロールします。

# ⑨ 公共空間での防犯カメラの設置

防災危機管理課

公共空間における犯罪抑止力を高めるため、自治会・町会や商店街に対して、防犯 カメラ設置費用の一部を補助するなどして設置を促進します。

# ⑩ 防災教育

指導課

火災時や震災時などを想定した避難訓練を計画的に実施し、児童・生徒の災害に対する意識を高め、自分の身は自分で守る力、危険を予測し回避する能力、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成します。

# ① 防犯教育

指導課

児童・生徒の防犯に対する意識を高め、自ら判断し、危険を回避する力、犯罪から 身を守る力などを身に付けさせるために、セーフティ教室・防犯教室を計画的に実施 します。

#### 12 小学生への防犯ブザーの配布

学務課

防犯教育の一環として、区立小学校に通う児童は入学時に学校から、区立以外の小学校に通う第1学年児童は申請により防犯ブザーを配布し、児童の安全・安心の確保を図ります。

## ③ 子育て家庭(世代)への交通安全教育

都市基盤管理課

乳幼児を抱える保護者(世代)を対象に、未就学保育施設等においてこども乗せ自 転車の正しい乗り方などを指導することにより、交通事故減少を目指します。

#### (4)「交通安全だより」の発行

都市基盤管理課

保育園児・幼稚園児・小学生とその保護者を対象に「交通安全だより」を発行し、交通ルールや交通標識、道路標示など、交通に関する知識の習得や交通安全の普及を

推進します。

## 15 交通安全巡回指導

教育総務課

専任の交通安全指導員が各学校で交通安全指導(交通安全教室、自転車教室、歩行訓練、下校指導)を実施することにより、児童・生徒の交通安全意識を醸成します。

# 16 交通安全移動教室の開催

都市基盤管理課

保育園児を対象に、模擬信号機を使用した歩行訓練や、施設周辺を歩行する実地 訓練等を通して、幼少時における交通ルールの習得と保育者等への指導により、歩行 時の交通事故防止を進めます。

# ① 交通安全自転車教室の開催

都市基盤管理課

主としてこどもを対象とし、警察署と合同で交通公園の施設内において、自転車の 運転に関する交通ルールについて指導することにより、交通事故の防止及び交通マナーの向上を図ります。

# 18 少年の非行防止啓発活動

防災危機管理課

薬物乱用防止の推進及び少年が特殊詐欺の加害者とならないために、警察・地域・ 学校等の関係団体と連携して少年の遵法意識の向上を促します。

# 19 万引きしにくい環境づくり

防災危機管理課

警察・地域・学校等の関係団体と連携し、万引きしにくい店舗づくりのため、万引き被害防止に向けた支援を行うとともに、小学5・6年生及び中学生に、万引きは犯罪であるというリーフレットを配布します。

# ② 有害図書等対策の推進

地域力推進課|

こども家庭庁が定める 11 月の「秋のこどもまんなか月間」に、区報や区 HP で環境 浄化推進の啓発を行います。

## ■個別目標 6-2 地域・社会全体でこども・子育てを支える環境づくり

#### ・現状と課題

保護者ニーズ調査において、近所との付き合いの程度について聞いたところ、就学前児童保護者では「あいさつをする程度」が 46.8%、「ときどき話をする」が 24.9%、「ほとんどつきあいはない」が 14.7%、小学校児童保護者では同様に 42.2%、37.8%、6.3%と近所付き合いが希薄になっている一方で、地域での子育て活動に参加したいと思うか聞いたところ、「参加したい」の回答が、就学前児童保護者で 39.6%、小学校児童保護者で 34.9%と一定程度あることが分かりました。

この子育て家庭の潜在的な地域活動への参加の思いを引き出し、地域でのつながりの 希薄化を転換し、地域・社会全体の意識の変化につなげていく必要があります。

# 今後の方向性

子育て家庭や地域の方々が、それぞれができる時間や内容に応じて子育てに関する活動に参加できるよう様々な機会を設けます。

また、地域での活動を積み重ねていくとともに、普及啓発を進めることで、社会全体で こども・子育て家庭を支える機運の醸成につなげます。

## ●個別施策

# ① 地域とつくる支援の輪プロジェクト

福祉管理課

こどもの生活応援等の支援活動に取り組む区民・地域活動団体等のネットワークの 形成と自主的な支援活動を支援し、地域全体での包み込むような支援の実現を図り ます。

# ② 子育て力向上支援事業

→ 子育て支援課

子育てに悩む乳幼児を持つ親たちが相互に学びあうグループを支援するためのプログラムを児童館で実施します。

# ③ 子育て関係機関による連絡会

地域健康課

関係機関との情報交換等の連携と子育て支援の充実のため連絡会を実施します。

# ④ 地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの推進

教育総務課

学校の経営方針に基づき、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」をめざす仕組みであるコミュニティ・スクールを推進し、こどもの豊かな成長を支えます。

# ⑤ 子育てすくすくネット事業

子育て支援課

児童館等を活用し、地域の子育て支援ネットワークの拡大を図ります。

#### ⑥ 民生委員・児童委員との連携

福祉管理課

子育てに関する相談・虐待等に関する通報を受けて、地域と連携して課題を解決します。

## ⑦ 児童発達支援地域ネットワーク会議等

| 障がい者総合サポートセンター |

関係機関や児童発達支援事業所とネットワークを構築し、発達障がいに関する地域支援力の向上と人材育成・啓発を促進します。

# ⑧ 医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営

障害福祉課

医療的ケアの必要な方が適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野の支援機関による「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を開催し、情報交換、連絡等を行います。

# ⑨ 大田区心身障害児(者)地域活動支援センター運営支援

障害福祉課

心身障がい児(者)を対象としている地域活動支援センターの運営を支援します。

第5章 子ども・子育て支援事業の推進 (大田区子ども・子育て支援事業計画)

# 1 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法は、わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行うために制定されました。

子ども・子育て支援事業計画とは、同法に規定する各種の給付と事業を確実に推進するため、 内閣総理大臣が定めた基本方針に即して、地方公共団体が策定する、5 年を一期とした教育・保 育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の円滑な実施に関する計画です(子 ども・子育て支援法第60条、第61条)

(1)計画の対象となる事業等

子ども・子育て支援事業計画では、次の事項を定めます。

- ①各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - ●幼稚園
    - 1 号認定・・・幼稚園における通常の教育時間の利用(保育の必要性の認定区分における満 3 歳以上の教育認定)
  - ●認可保育所、特定地域型保育事業(小規模保育所、事業所内保育所)、区独自保育事業(認証保育所、家庭福祉員(保育ママ)、定期利用保育事業など)
    - 2 号認定・・・認可保育所等を利用する満 3 歳から小学校就学前までの子ども(保育の必要性の認定区分における満 3 歳から小学校就学前の子ども)
    - 3 号認定・・・認可保育所等を利用する満 3 歳未満の子ども(保育の必要性の認定区分における満 3 歳未満の子ども)
- ②各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び その実施時期
  - ●時間外保育事業
  - ●放課後児童健全育成事業(学童保育)
  - ●子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス)
  - ●地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)
  - ●幼稚園における一時預かり事業(延長保育)
  - ●保育所等における一時預かり事業
  - ●病児·病後児保育事業
  - ●ファミリー・サポート・センター事業
  - ●利用者支援事業(保育サービスアドバイザー等)
  - ●奷婦健康診査
  - ●乳児家庭全戸訪問事業(すこやか赤ちゃん訪問事業)
  - ●養育支援訪問事業

- ●子育て世帯訪問支援事業(新規)
- ●児童育成支援拠点事業(新規)
- ●親子関係形成支援事業(新規)
- ●産後ケア事業(新規)
- ●妊婦等包括相談支援事業(新規)
- ●乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(新規)
- ●実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ●多様な事業者の参入促進、能力活用事業(保育連携推進事業)

※児童福祉法及び子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に「**子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」、「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が新たに追加されました。** 

③<u>「乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)」</u>(保育所等に通っていない満3歳未満のこどもの通園のための給付)について

こども誰でも通園制度(仮称)は、令和 7 年度に「子ども・子育て支援法」に基づく地域子ども・ 子育て支援事業として制度化され、令和 8 年度から「子ども・子育て支援法」に基づく新たな給付 として全国の自治体で本格的に実施される予定です。

※現在、こども家庭庁において、制度に係る設備及び運営に関する基準(内閣府令)の制定が進められており、今後、記載する事業概要等が変更になる可能性があります。

#### 令和6年度

- ○制度の本格実施を見据え た試行的事業
  - ·115 自治体に内示(令和 6年4月 26 日現在)
  - ・補助基準上一人当たり 「月 10 時間」を上限

#### 令和7年度

- ○法律上制度化し、実施自治体数を拡充
  - ・法律の地域子ども・子育 て支援事業の一つとして 位置づけ

#### 令和8年度

- ○法律に基づく新たな給付 制度
  - ・全自治体で実施(※経過 措置あり)
  - ・内閣府令で定める月一定 時間までの利用枠

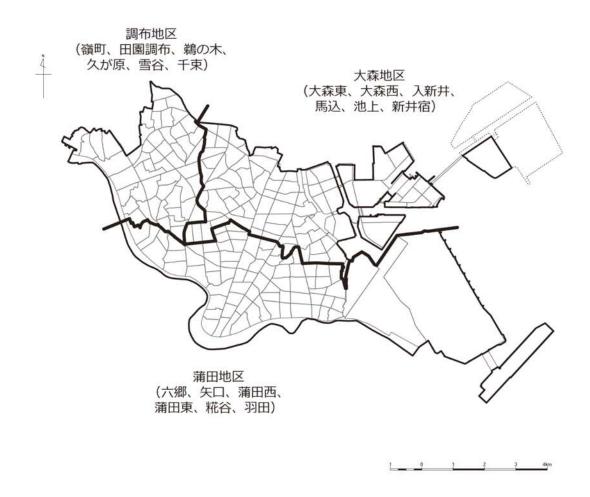
※こども家庭庁資料より抜粋

# 2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、事業等の需要の見込み等を行うにあたり、 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提 供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者 や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定 めるものとしています。

大田区は、昭和 22 年3月 15 日に誕生しましたが、当初より行政区域を大森、調布、蒲田の3 地域としてきました。JR大森駅、蒲田駅は、大田区の中心的な商業地区となっており、調布地区は、私鉄駅を中心とした緑豊かな住宅地が形成されている地域となっています。

これらの地域特性や交通網、地域のネットワーク等を勘案し、保育及び時間外保育事業については大森地区(大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿)、調布地区(嶺町、田園調布、鵜の木、久が原、雪谷、千束)、蒲田地区(六郷、矢口、蒲田西、蒲田東、糀谷、羽田)の3区域を、教育及びその他の地域子ども・子育て支援事業については区全域を一つの提供区域として設定します。

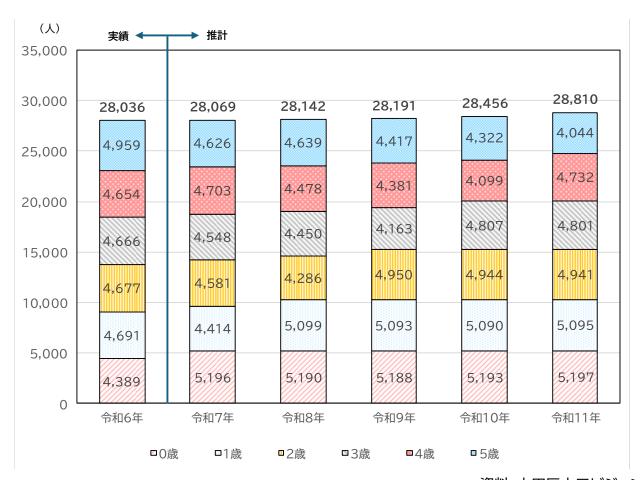


# 子どもの人数(将来推計)

3

区の計画策定のよりどころとして策定した「大田区人口ビジョン」では、大田区の就学前人口(0歳~5歳)は、将来にわたり全体で増加すると推計しており、本計画もこれを踏まえて策定します。

|     | 実績値    |        |        | 推計値    |         |         |
|-----|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
|     | 令和6年   | 令和7年   | 令和8年   | 令和9年   | 令和 10 年 | 令和 11 年 |
|     | 2024年  | 2025年  | 2026年  | 2027年  | 2028年   | 2029年   |
| 0 歳 | 4,389  | 5,196  | 5,190  | 5,188  | 5,193   | 5,197   |
| 1歳  | 4,691  | 4,414  | 5,099  | 5,093  | 5,090   | 5,095   |
| 2 歳 | 4,677  | 4,581  | 4,286  | 4,950  | 4,944   | 4,941   |
| 3 歳 | 4,666  | 4,548  | 4,450  | 4,163  | 4,807   | 4,801   |
| 4 歳 | 4,654  | 4,703  | 4,478  | 4,381  | 4,099   | 4,732   |
| 5 歳 | 4,959  | 4,626  | 4,639  | 4,417  | 4,322   | 4,044   |
| 合計  | 28,036 | 28,069 | 28,142 | 28,191 | 28,456  | 28,810  |



資料:大田区人口ビジョン

# 4 教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込みは、原則として国の手引きに準拠し、保護者ニーズ調査から算出する利用希望に各年度の推計人口を乗じて算出することとしていますが、算出の結果、数値が利用実態と乖離が生じる事業については、これまでの実績や現在の利用状況、今後の事業展開等を踏まえ、必要に応じ、数値を補正しています。

確保方策は、量の見込みを踏まえた確保の内容を年度毎に定めたもので、計画期間である令和 7年度から令和 11 年度の各年度について記載しています。

なお、各年度の予算措置については、前年度の実績等を基に補正を行う場合があるため、本計画の需要見込みと異なることがあります。

#### (1)幼稚園

## ●事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のため良好な環境を与えて、その心身の成長を促すことを目的としています。大田区内に46園あり、すべて私立幼稚園です。

#### ●確保方策

満 3 歳児から就学前の園児については、ニーズ量に対して十分な提供量が確保されている状態が続きます。

【計画目標】 (年間)

| <u>, 112</u>          |                       |           |        |        |          |          |        |
|-----------------------|-----------------------|-----------|--------|--------|----------|----------|--------|
|                       |                       | 令和7年度     | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |        |
|                       | 量の<br>見込み             | 1号<br>認定※ | 5,215人 | 5,048人 | 4,774 人  | 4,824人   | 4,901人 |
|                       |                       | 新制度<br>園  | 14 か所  | 14 か所  | 14 か所    | 14 か所    | 14 か所  |
|                       | 実施<br>箇所数<br>確保<br>方策 | 私学<br>助成園 | 32 か所  | 32 か所  | 32 か所    | 32 か所    | 32 か所  |
| 確保                    |                       | 合計        | 46 か所  | 46 か所  | 46 か所    | 46 か所    | 46 か所  |
| 注<br>  第              | Ę                     | 新制度<br>園  | 1,005人 | 1,005人 | 1,005人   | 1,005人   | 1,005人 |
|                       | 提供量(定員)               | 私学<br>助成園 | 6,553人 | 6,553人 | 6,553人   | 6,553人   | 6,553人 |
|                       |                       | 合計        | 7,558人 | 7,558人 | 7,558人   | 7,558人   | 7,558人 |
| 過不足 572人 783人 988人 1, |                       | 1,188人    | 1,383人 |        |          |          |        |

※私立幼稚園は、各園の判断により新制度に移行した園 (新制度園)と移行しない園 (私学助成園) に分かれます。新制度園は利用定員に基づき、私学助成園は認可定員に基づき、確保方策を算出します。確保数は、計画初年度当初見込みであり、計画期間内でそれぞれの数値は変動する可能性があります。



### (2)認可保育所、特定地域型保育事業、区独自保育事業

#### ●事業概要

認可保育所は、保護者の就労等により、保育を必要とする乳幼児を対象に、養護と教育を一体的に提供し、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉法に基づく東京都の認可を受けた施設です。

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるよう、区が認可の基準を定めた小規模保育所や事業所内保育所等で行う保育事業です。

その他、認証保育所や、家庭福祉員(保育ママ)、定期利用保育事業などの大田区が独自に支援 する保育事業を実施するとともに、利用世帯の経済的負担の軽減を図っています。

## ●確保方策

これまでの保育所整備により、令和3年4月に待機児童ゼロを達成し、令和6年4月まで待機児童ゼロを維持しています。待機児童は解消されているものの、申請者数の推移については、地域差が生じています。

また、育児休業制度の定着により、入所を希望する時期の柔軟化が進んだことで、保育需要の 見極めが難しくなっています。引き続き申請状況に注視しながら、現在の保育サービス定員の維 持を図ります 【計画目標(全域)】 (年間)

| [中国日宗(主场/] |                  |      |         |          |         |          |          |
|------------|------------------|------|---------|----------|---------|----------|----------|
|            |                  |      | 令和7年度   | 令和8年度    | 令和9年度   | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|            | 合計               |      | 15,534人 | 15,274 人 | 15,505人 | 14,900人  | 14,840 人 |
| 量の見込み      | 2号認定             | 3~5歳 | 8,471人  | 8,412人   | 8,164人  | 8,003人   | 7,891人   |
| 込み         | みる号認定            | 0歳   | 1,050人  | 1,044 人  | 1,038人  | 1,035人   | 1,032人   |
|            | 3 与配化            | 1・2歳 | 6,013人  | 5,818人   | 6,303人  | 5,862人   | 5,917人   |
|            | 合計               |      | 17,955人 | 17,953人  | 17,971人 | 17,969人  | 17,967人  |
|            |                  | 3~5歳 | 9,509人  | 9,509人   | 9,531人  | 9,531人   | 9,531人   |
|            | 特定保育施設<br>·認可保育所 | 0 歳  | 1,143 人 | 1,143人   | 1,143人  | 1,143人   | 1,143人   |
| Τ≠         |                  | 1·2歳 | 5,514人  | 5,514人   | 5,514人  | 5,514人   | 5,514人   |
| 確保方策(定員)   | 特定地域型<br>保育事業    | 3~5歳 | 0人      | 0人       | 0人      | 0人       | 0人       |
| 策(定        | ·小規模保育<br>事業     | 0 歳  | 2人      | 2人       | 2人      | 2人       | 2人       |
| 員)         | ·事業所内保育<br>事業    | 1・2歳 | 463人    | 463人     | 463人    | 463人     | 463人     |
|            | 大田区独自 保育事業       | 3~5歳 | 389人    | 389人     | 385人    | 383人     | 383人     |
|            | ・認証保育所<br>・家庭福祉員 | 0歳   | 283人    | 281人     | 280人    | 275人     | 273人     |
|            | ·定期利用保育<br>事業    | 1・2歳 | 658人    | 658人     | 658人    | 658人     | 658人     |
|            |                  | 3~5歳 | 1,427人  | 1,480人   | 1,750人  | 1,911 人  | 2,024 人  |
|            | 過不足              | 0歳   | 378人    | 381人     | 384人    | 385人     | 386人     |
|            |                  | 1・2歳 | 622人    | 817人     | 332人    | 773人     | 717人     |

# 【計画目標(大森圏域)】

(年間)

| <u> </u> |                  | ,,,, |         |         |         |          | (        |
|----------|------------------|------|---------|---------|---------|----------|----------|
|          |                  |      | 令和7年度   | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|          | 合計               |      | 5,433人  | 5,359人  | 5,447人  | 5,250人   | 5,197人   |
| 量の見込み    | 2号認定             | 3~5歳 | 2,967人  | 2,998人  | 2,889人  | 2,842人   | 2,768人   |
| 込み       | 3号認定             | 0歳   | 428人    | 433人    | 438人    | 444 人    | 449人     |
|          | 3 与邮件            | 1・2歳 | 2,038人  | 1,928人  | 2,120 人 | 1,964 人  | 1,980人   |
|          | 合計               |      | 6,324 人 | 6,324 人 | 6,324人  | 6,324 人  | 6,324 人  |
|          |                  | 3~5歳 | 3,352人  | 3,352人  | 3,352人  | 3,352人   | 3,352人   |
|          | 特定保育施設<br>·認可保育所 | 0 歳  | 414 人   | 414 人   | 414 人   | 414 人    | 414 人    |
| 在        |                  | 1·2歳 | 1,959人  | 1,959人  | 1,959人  | 1,959人   | 1,959人   |
| 確保方策(定員) | 特定地域型<br>保育事業    | 3~5歳 | 0人      | 0人      | 0人      | 0人       | 0人       |
| 策(定      | ·小規模保育<br>事業     | 0 歳  | 0人      | 0人      | 0人      | 0人       | 0人       |
| 員        | ·事業所内保育<br>事業    | 1・2歳 | 150人    | 150人    | 150人    | 150人     | 150人     |
|          | 大田区独自<br>保育事業    | 3~5歳 | 116人    | 116人    | 116人    | 116人     | 116人     |
|          | ・認証保育所<br>・家庭福祉員 | 0 歳  | 92人     | 92人     | 92人     | 92人      | 92人      |
|          | ・定期利用保育事業        | 1・2歳 | 241人    | 241人    | 241人    | 241人     | 241人     |
|          |                  | 3~5歳 | 501人    | 470 人   | 579人    | 626人     | 700人     |
|          | 過不足              | 0 歳  | 78 人    | 73 人    | 68人     | 62人      | 57人      |
|          |                  | 1·2歳 | 312人    | 422人    | 230人    | 386人     | 370人     |

【計画目標(調布圏域)】

(年間)

|          |                  |      | 令和7年度   | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|----------|------------------|------|---------|---------|---------|----------|----------|
|          | 合計               |      | 4,419 人 | 4,345 人 | 4,415人  | 4,274 人  | 4,270 人  |
| 量の見込み    | 2 号認定            | 3~5歳 | 2,481人  | 2,472人  | 2,448人  | 2,427人   | 2,412 人  |
| 込み       | 込   3号認定         | 0 歳  | 232人    | 221人    | 209人    | 199人     | 190人     |
|          | 3 与è处            | 1・2歳 | 1,706人  | 1,652人  | 1,758人  | 1,648人   | 1,668人   |
|          | 合計               |      | 4,781人  | 4,781人  | 4,803人  | 4,801人   | 4,801人   |
|          |                  | 3~5歳 | 2,522人  | 2,522人  | 2,544 人 | 2,544 人  | 2,544 人  |
|          | 特定保育施設<br>·認可保育所 | 0歳   | 324人    | 324人    | 324人    | 324人     | 324 人    |
| 坏        |                  | 1·2歳 | 1,450人  | 1,450人  | 1,450人  | 1,450人   | 1,450人   |
| 保方       | 特定地域型 保育事業       | 3~5歳 | 0人      | 0人      | 0人      | 0人       | 0人       |
| 確保方策(定員) | ·小規模保育<br>事業     | 0 歳  | 2人      | 2人      | 2人      | 2人       | 2人       |
| 員        | ·事業所内保育<br>事業    | 1・2歳 | 120人    | 120人    | 120人    | 120人     | 120人     |
|          | 大田区独自 保育事業       | 3~5歳 | 84 人    | 84 人    | 84人     | 84 人     | 84 人     |
|          | ·認証保育所<br>·家庭福祉員 | 0 歳  | 87人     | 87人     | 87人     | 85人      | 85人      |
|          | ・定期利用保育事業        | 1・2歳 | 192人    | 192人    | 192人    | 192人     | 192人     |
|          |                  | 3~5歳 | 125人    | 134人    | 180人    | 201人     | 216 人    |
|          | 過不足              | 0 歳  | 181人    | 192人    | 204人    | 212人     | 221人     |
|          |                  | 1・2歳 | 56人     | 110人    | 4人      | 114人     | 94 人     |

【計画目標(蒲田圏域)】

(年間)

| <u> </u> | 口际(用田园*          | 7V / I |        |        |         |          | (十四      |
|----------|------------------|--------|--------|--------|---------|----------|----------|
|          |                  |        | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度   | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|          | 合計               |        | 5,682人 | 5,571人 | 5,643人  | 5,376人   | 5,373人   |
| 量の見込み    | 2号認定             | 3~5歳   | 3,023人 | 2,942人 | 2,827人  | 2,734人   | 2,710 人  |
| 込み       | 3号認定             | 0 歳    | 390人   | 391人   | 391人    | 392人     | 393人     |
|          | 3 与配佐            | 1·2歳   | 2,269人 | 2,238人 | 2,425人  | 2,250人   | 2,270 人  |
|          | 合計               |        | 6,850人 | 6,848人 | 6,844 人 | 6,844 人  | 6,842人   |
|          |                  | 3~5歳   | 3,635人 | 3,635人 | 3,635人  | 3,635人   | 3,635人   |
|          | 特定保育施設<br>·認可保育所 | 0 歳    | 405人   | 405人   | 405人    | 405人     | 405人     |
| 油        |                  | 1・2歳   | 2,105人 | 2,105人 | 2,105人  | 2,105人   | 2,105人   |
| 確保方策(定員) | 特定地域型<br>保育事業    | 3~5歳   | 0人     | 0人     | 0人      | 0人       | 0人       |
| 策(定      | ·小規模保育<br>事業     | 0 歳    | 0人     | 0人     | 0人      | 0人       | 0人       |
| 員        | ·事業所内保育<br>事業    | 1・2歳   | 193人   | 193人   | 193人    | 193人     | 193人     |
|          | 大田区独自 保育事業       | 3~5歳   | 183人   | 183人   | 183人    | 183人     | 183人     |
|          | ・認証保育所<br>・家庭福祉員 | 0 歳    | 104人   | 102人   | 98人     | 98人      | 96人      |
|          | ・定期利用保育事業        | 1・2歳   | 225人   | 225人   | 225人    | 225人     | 225人     |
|          |                  | 3~5歳   | 795人   | 876人   | 991人    | 1,084人   | 1,108人   |
|          | 過不足              | 0 歳    | 119人   | 116人   | 112人    | 111人     | 108人     |
|          |                  | 1・2歳   | 254人   | 285人   | 98人     | 273人     | 253人     |

# 5

# 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1)時間外保育事業

#### ●事業概要

通常保育の利用者に対し、11 時間の開所時間を超えて保育を実施しています。延長保育を実施している認可保育所は、令和6年4月現在で 190 か所あります。区立保育園では 20 人、区立民営保育園では 23 人から 31 人の月ぎめ延長保育の定員を設けており、定員を超えた場合は利用ができない場合もありますが、園によっては欠員も生じています。私立保育園は園によって異なりますが、定員を設けていないところもあります。

また、小規模保育事業でも保護者の二一ズに応じた延長保育を実施しています。

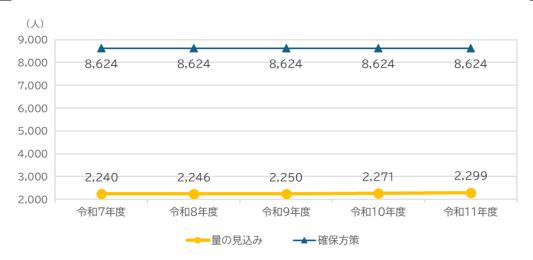
認証保育所は 13 時間開所が認定基準となっており、最長で午前7時から午後 10 時まで開所している施設もあります。

#### ●確保方策

ニーズ量に対して十分な保育定員の確保がなされています。働き方やライフスタイルの多様化 等を踏まえ、保護者が安心して利用できるよう、引き続き、安定した保育環境を整備します。

【計画目標】 (1月あたり)

|      |             | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|------|-------------|--------|--------|--------|----------|----------|
| 量    | の見込み        | 2,240人 | 2,246人 | 2,250人 | 2,271人   | 2,299人   |
|      | 実施<br>箇所数   | 190 か所 | 190 か所 | 190 か所 | 190 か所   | 190 か所   |
| 確    | 提供量<br>(定員) | 8,624人 | 8,624人 | 8,624人 | 8,624人   | 8,624人   |
| 確保方策 | 大森圏域        | 2,943人 | 2,943人 | 2,943人 | 2,943人   | 2,943人   |
| *    | 調布圏域        | 1,830人 | 1,830人 | 1,830人 | 1,830人   | 1,830人   |
|      | 蒲田圏域        | 3,851人 | 3,851人 | 3,851人 | 3,851人   | 3,851人   |
|      | 過不足         | 人      | 人      | 人      | 人        | 人        |



#### (2)放課後児童健全育成事業(学童保育)

#### ●事業概要

放課後児童健全育成事業(学童保育)は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、学校休業日(土曜日や夏休みなどの長期休業期間等)にも実施します。

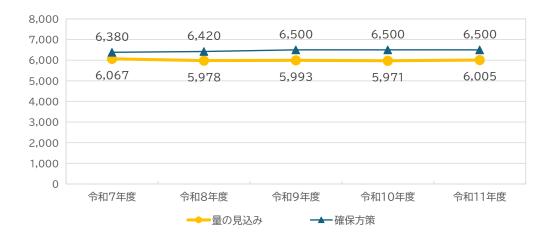
## ●確保方策

保護者の学童ニーズは、学校施設を活用した放課後児童の居場所である放課後ひろばに集中する傾向にあります。また、地域によって需要に偏りがあり、保留(待機)児童対策も課題となっています。

学校と緊密な調整を図りながら、学童申請の多い施設を重点的に放課後ひろばの整備・拡充を 推進することで、学童ニーズに対応できる受入れ体制を確保します。

【計画目標(申請数)】 (年間)

| <u> </u> | 四白塚(中明数/1 |         |        |        |          |                     |  |  |
|----------|-----------|---------|--------|--------|----------|---------------------|--|--|
|          |           | 令和7年度   | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和 10 年度 | 令和 11 年度            |  |  |
|          | 1 年生      | 2,479 人 | 2,342人 | 2,466人 | 2,466 人  | 2,536人              |  |  |
|          | 2 年生      | 1,812人  | 1,889人 | 1,764人 | 1,836人   | 1,815人              |  |  |
|          | 3 年生      | 1,191人  | 1,164人 | 1,187人 | 1,084人   | 1,103人              |  |  |
| 量        | 低学年       | 5,482人  | 5,395人 | 5,417人 | 5,386人   | 5,454人              |  |  |
| 量の見込み    | 4 年生      | 450人    | 446人   | 442人   | 456人     | 421人                |  |  |
| <b>分</b> | 5 年生      | 105人    | 107人   | 103人   | 99人      | 100人                |  |  |
|          | 6 年生      | 30人     | 30人    | 31人    | 30人      | <mark>30</mark> 人   |  |  |
|          | 高学年       | 585人    | 583人   | 576人   | 585人     | 55 <mark>1</mark> 人 |  |  |
|          | 合計        | 6,067人  | 5,978人 | 5,993人 | 5,971人   | 6,005人              |  |  |
| - G      | 在保方策      | 6,380人  | 6,380人 | 6,420人 | 6,500人   | 6,500人              |  |  |



### (3)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス)

#### ●事業概要

保護者の仕事、疾病、育児不安、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、 児童福祉施設において一定期間、養育を行っています。

#### 〈ショートステイ事業〉

保護者の疾病、育児不安、看護、出張等の社会的な事由によって家庭における児童の養育をすることが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設において児童を預かっています。

〈トワイライトステイ・休日デイサービス事業〉

保護者が仕事等の事由により、平日の夜間又は日曜・祝日に児童の養育をすることが困難となった場合等に、児童福祉施設で児童を預かっています。

#### ●確保方策

未就学児や小学校低学年の利用が多く、保育所や学童から直接施設に来る利用者が多い傾向にあります。保護者の送迎が困難な場合は、送迎サービス(有料)を行っており、多くの利用者が利用しています。

また、令和6年度より開始した乳幼児を対象としたショートステイ事業は、利用ニーズがあっても予約が取りづらい状況であることから、乳幼児ショートステイ事業の受け入れ施設を追加し、利用枠の定員を増加することで、緊急時に対応できる体制を整えるとともに、必要なニーズ量の確保に努めます。

【計画目標】

|      |           | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|------|-----------|--------|--------|--------|----------|----------|
| 量の   | 見込み       | 3,804人 | 3,717人 | 3,715人 | 3,763人   | 3,812人   |
| 確保方策 | 実施<br>箇所数 | 4 か所   | 4 か所   | 4 か所   | 4 か所     | 4 か所     |
| 方策   | 提供量       | 3,804人 | 3,717人 | 3,715人 | 3,763人   | 3,812人   |



# (4)地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)

#### ●事業概要

子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言を行うなど、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に過ごせる場を提供しています。

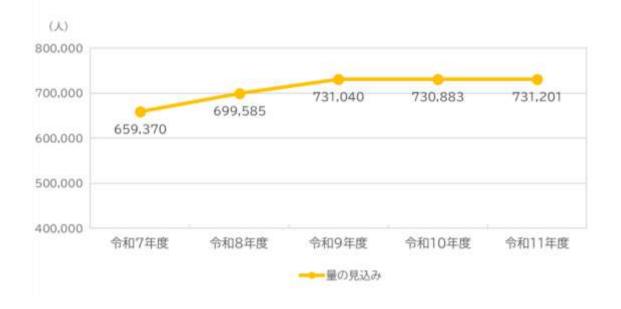
### ●確保方策

区では、地域子育て支援拠点事業として、児童館、子ども家庭支援センター及び保育所においてそれぞれ乳幼児からその保護者等までを対象とした事業を展開しています。また、教育ニーズの高い保護者への情報提供等に対応するため幼稚園等においても事業を展開します。

【計画目標】 (年間)

|             | 令和7年度    | 令和8年度    | 令和9年度    | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み       | 659,370人 | 699,585人 | 731,040人 | 730,883人 | 731,201人 |
| 確保方策<br>(※) | 55 か所    | 55 か所    | 56 か所    | 56 か所    | 57 か所    |

※確保方策:利用者数(量の見込み)に対し、実施箇所数により、提供量を確保します。



# (5)幼稚園における一時預かり事業(延長保育)

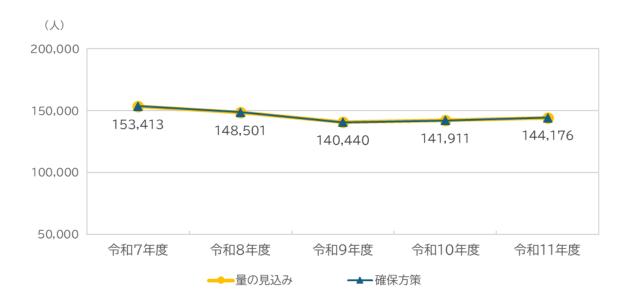
#### ●事業概要

私立幼稚園において、就労等による保護者の保育ニーズに応えるため、通常の就園時間を延長 して預かる事業です。就労による定期的な利用と、通院、学校行事、不定期の就労等の一時的な利 用があり、令和6年4月現在、区内 45 園で実施しています。

## ●確保方策

幼稚園における一時預かり事業は、幼稚園利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、 ニーズに対応できるよう、提供体制を整備していきます。

|       | 令和7年度     | 令和8年度    | 令和9年度    | 令和 10 年度 | 令和 11 年度  |
|-------|-----------|----------|----------|----------|-----------|
| 量の見込み | 153,413 人 | 148,501人 | 140,440人 | 141,911人 | 144,176 人 |
| 確保方策  | 153,413 人 | 148,501人 | 140,440人 | 141,911人 | 144,176 人 |



# (6)保育所等における一時預かり事業

#### ●事業概要

#### <一時預かり事業>

保護者の用事やリフレッシュのためなど、理由・目的を問わず一時的に預かる制度です。

#### <緊急一時保育>

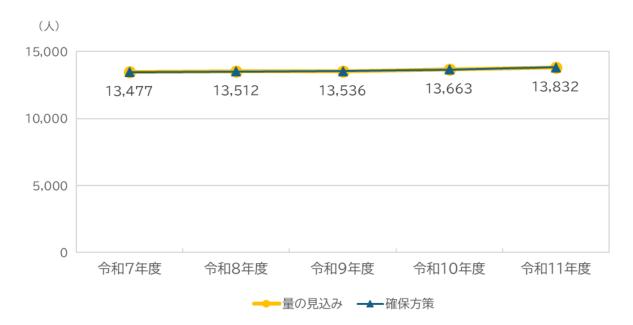
保護者の出産、疾病等の理由により、緊急に保育が必要なお子さんを認可保育所で一時的に預かる制度です。

#### ●確保方策

子育て家庭の不安解消やリフレッシュ等を目的に手軽に利用できるよう、在宅子育て家庭への 支援を拡充していきます。また、現行の実施施設に加えて、新規開設施設での事業拡充等により、 ニーズに対する受け皿を確保していきます。

【計画目標】 (年間)

|       | 令和7年度   | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 量の見込み | 13,477人 | 13,512人 | 13,536人 | 13,663人  | 13,832人  |
| 確保方策  | 13,477人 | 13,512人 | 13,536人 | 13,663人  | 13,832人  |



# (7)病児・病後児保育事業

#### ●事業概要

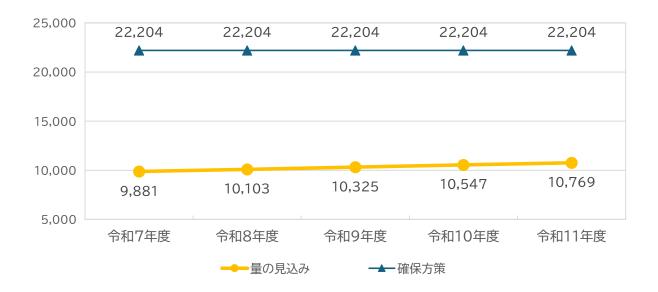
病気回復期における児童を保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両 方を支援することを目的としています。

#### ●確保方策

主に医療機関併設の保育施設で事業を実施していることから、引き続き医療機関と連携し、ニーズに対して必要なサービス提供量を確保していきます。

【計画目標】 (年間)

|       |           | 令和7年度    | 令和8年度    | 令和9年度   | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|-----------|----------|----------|---------|----------|----------|
| 量の見込み |           | 9,881人   | 10,103 人 | 10,325人 | 10,547人  | 10,769人  |
| 確保方策  | 実施<br>箇所数 | 11 か所    | 11 か所    | 11 か所   | 11 か所    | 11 か所    |
| 方策    | 提供量       | 22,204 人 | 22,204人  | 22,204人 | 22,204人  | 22,204人  |



# (8)ファミリー・サポート・センター事業

#### ●事業概要

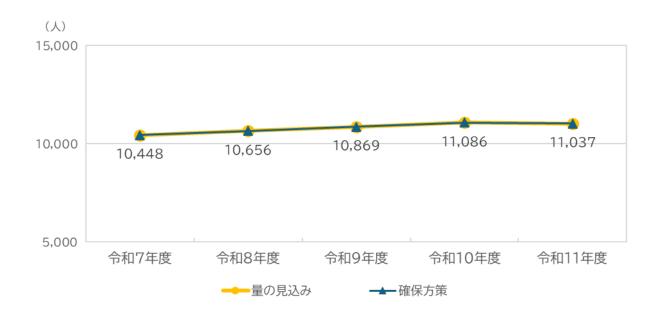
育児のお手伝いをしてほしい人(利用会員)と育児の手伝いをしたい人(提供会員)の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援する事業です。

保育園や幼稚園、学童保育のお迎えや帰宅後の預かりが主な活動内容となっています。

#### ●確保方策

利用会員と提供会員の登録数の比率は約4:1であり、地域的に偏在はありません。今後も利用 増が見込まれるため、提供会員養成講座を確実に開催しニーズ量を確保します。また、活動内容も 保育園等の送迎など短時間の活動実績が多く、提供会員にとって取り組みやすい活動である点を さらに周知するとともに、活動休止中の会員に働きかけることで、提供会員の確保にあたります。

|       | 令和7年度   | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 量の見込み | 10,448人 | 10,656人 | 10,869人 | 11,086人  | 11,307人  |
| 確保方策  | 10,448人 | 10,656人 | 10,869人 | 11,086人  | 11,307人  |



# (9)利用者支援事業

#### ●事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供 及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### ●確保方策

#### 【基本型】

住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うため、区役所本庁舎、各地域庁舎、児 童館及び保育所において実施します。なお、児童福祉法の改正により市町村は地域子育て相談機 関を整備することが規定されました。この法改正に対応するため、区立保育園 37 施設等を地域 子育て相談機関と位置付けます。

#### 【こども家庭センター型】

母子保健機能と児童福祉機能を一体化したこども家庭センターを設置し、妊娠、出産、子育てに関する相談や支援プランの策定、地域の関係機関との連携により、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。

【計画目標】 (実施箇所)

|       |                   | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |  |
|-------|-------------------|-------|-------|-------|----------|----------|--|
| 量     | 基本型               | 51 か所 | 51 か所 | 51 か所 | 51 か所    | 51 か所    |  |
| 量の見込み | (うち地域子育 て相談機関)    | 37 か所 | 37 か所 | 37 か所 | 37 か所    | 37 か所    |  |
| ゔ     | こども家庭 センター型       | 4 か所  | 4 か所  | 4 か所  | 4 か所     | 4 か所     |  |
| 確保方策  | 基本型               | 51 か所 | 51 か所 | 51 か所 | 51 か所    | 51 か所    |  |
|       | (うち地域子育<br>て相談機関) | 37 か所 | 37 か所 | 37 か所 | 37 か所    | 37 か所    |  |
|       | こども家庭 センター型       | 4 か所  | 4 か所  | 4 か所  | 4 か所     | 4 か所     |  |

# (10)妊婦健康診査

#### ●事業概要

妊婦が安心して健全な出産ができるよう、妊娠期間中に医療機関に委託して健診を行います。 受診票の使用できない医療機関で受診した妊婦に対し、償還払いで助成を行う「里帰り等妊婦健 康審査費用助成」を実施しています。

# ●確保方策

今後も、妊産婦・乳児の死亡率の低下、流産・早産の防止、母子の障害防止などに資することを 目的に、対象者への受診勧奨に努めるとともに、医療機関との連携のもと、安心・安全な妊娠・出 産の支援を充実していきます。

|       | 令和7年度                     | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|---------------------------|--------|--------|----------|----------|
| 量の見込み | 5,196人                    | 5,190人 | 5,188人 | 5,193 人  | 5,197人   |
| 確保方策  | 妊娠届出をしたすべての妊婦に対し事業を実施します。 |        |        |          |          |



# (11)乳児家庭全戸訪問事業(すこやか赤ちゃん訪問事業)

#### ●事業概要

乳児とその産婦の心身の状況や養育環境を確認するとともに、子育て情報の提供や相談支援を行うために、地域健康課の保健師及び委託の助産師が生後120日以内の乳児がいる家庭を訪問し指導を行います。

## ●確保方策

今後も引き続き事業周知に努め、保健師及び助産師による訪問を着実に実施し、出産後の母子の健康状態や生活状況を把握するとともに、産後うつの早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、家庭の状況に応じて、訪問後の継続した支援を行っていきます。

|       | 令和7年度                                     | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |  |
|-------|---|--------|--------|----------|----------|--|
| 量の見込み | 5,196人                                    | 5,190人 | 5,188人 | 5,193 人  | 5,197人   |  |
| 確保方策  | 生後 120 日以内の乳児のいるすべての家庭を訪問(すこやか赤ちゃん訪問)します。 |        |        |          |          |  |



#### (12)養育支援訪問事業

#### ●事業概要

児童福祉法第6条の3第5項に基づき、平成18年から実施している事業です。

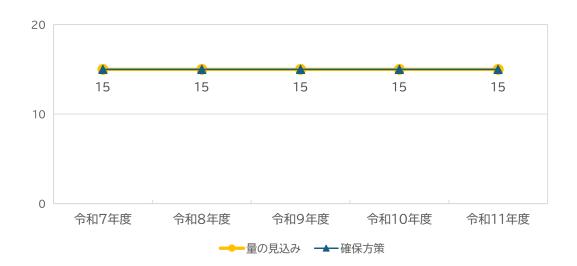
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるように、当該居宅において、養育に関する相談、指導助言その他必要な助産師派遣による育児指導等を行い、児童虐待を未然に防止します。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

#### ●確保方策

出産前、出産直後から関係機関との連絡・連携により必要な支援を確実に行います。保育園等の養育機関に入所するなど、支援世帯に動きがある年度替わりの時期においても支援を計画的に行えるよう提供量を確保します。

【計画目標】 (年間)

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|-------|-------|-------|----------|----------|
| 量の見込み | 15 世帯 | 15 世帯 | 15 世帯 | 15 世帯    | 15 世帯    |
| 確保方策  | 15 世帯 | 15 世帯 | 15 世帯 | 15 世帯    | 15 世帯    |



# (13)子育て世帯訪問支援事業

#### ●事業概要

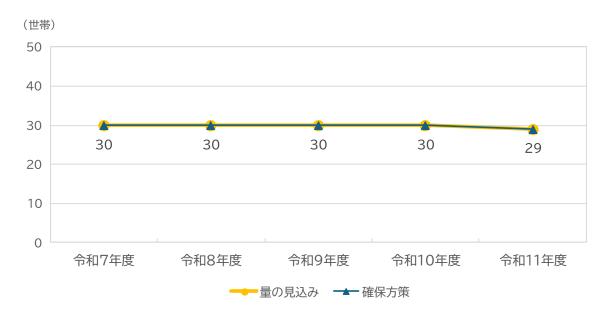
児童福祉法改正に伴い新たに位置付けられた事業です。

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

#### ●確保方策

区では、これまで養育支援訪問事業内の育児ヘルパーの派遣として実施していた事業を本事業 に位置付けます。引き続き、現行の支援体制を継続しています。

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|-------|-------|-------|----------|----------|
| 量の見込み | 30世帯  | 30世帯  | 30世帯  | 30世帯     | 29世帯     |
| 確保方策  | 30世帯  | 30世帯  | 30世帯  | 30世帯     | 29世帯     |



# (14)児童育成支援拠点事業

#### ●事業概要

児童福祉法改正に伴い新たに位置付けられた事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

# ●確保方策

国や都の動向を踏まえながら、整備に係る「調査・検討」を行います。

# (15)親子関係形成支援事業

## ●事業概要

児童福祉法改正に伴い新たに位置付けられた事業です。

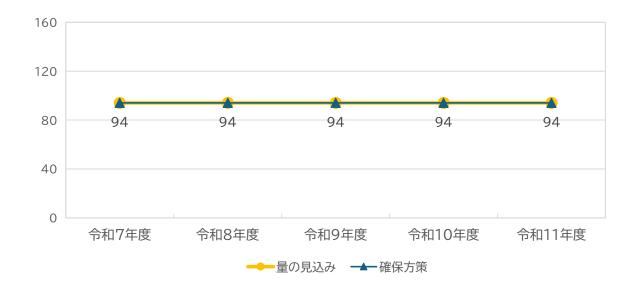
児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

#### ●確保方策

区では、これまで児童館において実施していた親の子育て力向上支援事業を本事業に位置付けます。本事業への参加を広く区民へ呼びかけるとともに、児童館利用者に対し参加を促していきます。

また、親子の関係性や児童の関わり方などに不安を抱えている家庭等への支援を行うため、 令和7年度より子ども家庭支援センターにおいても事業を開始します。

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|-------|-------|-------|----------|----------|
| 量の見込み | 94 人  | 94人   | 94人   | 94 人     | 94人      |
| 確保方策  | 94人   | 94人   | 94人   | 94人      | 94人      |



# (16)産後ケア事業

# (17)妊婦等包括相談支援事業

## (18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

#### (19)実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### ●事業概要

教育・保育施設に対して保護者が支払う日用品、文房具等必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成し、保護者の負担軽減を図ることを目的とする事業です。

現在大田区では認可保育園に対して保護者の実費負担を助成する事業を行っており、今後もこの事業を継続します。

#### (20)多様な事業者の参入促進、能力活用事業(保育連携推進事業)

#### ■事業概要

保育園の運営を担う事業者に対する巡回支援等を実施することにより、多様な事業者の能力を 活用した教育・保育施設の設置、運営を促進するための事業です。

現在大田区では、社会福祉法人や株式会社等の多様な事業者が認可保育園(私立園)の運営を 担っています。このため、区立保育園が地域の私立園等に対し、定期的な訪問や保育に関する助 言、子どもたちの交流事業などの連携・交流を図る「保育連携推進事業」を実施し、多様な事業者 の保育水準の向上を図っています。